

ひ広報

# ひのはら

4月号

令和 6 年  
(2024年)  
No.539

春満開

・・・主な内容・・・

檜原村長施政方針	2～5
令和6年度予算決まる	6～9
檜原村環境都市宣言及び檜原村非核平和都市宣言について	10
各種健康診査及び総合がん検診のお知らせ	11～12
住宅入居者募集	13
檜原村高齢者等ごみ収集支援事業	23
風しん抗体検査・予防接種について	27

# 令和6年度 檜原村長施政方針



令和6年第1回檜原村議会定例会の開催に際し、令和6年度当初予算、および関連諸議案のご審議をお願いするにあたり、村政運営にかかわる所信の一端と施策の概要を申し述べ、議員各位ならびに村民の皆様のご理解と、ご協力を賜りたいと存じます。

## 《はじめに》

穏やかな新年を迎えたと思った元日夕方、能登半島では大きな震災に見舞われ、多くの方が被災し、また240名余りの方が亡くなりました。被災されました皆様にお見舞いを申し上げますとともにお亡くなりになりました方々のご冥福をお祈りいたします。

さて、私は昨年5月に檜原村長に就任いたしました。時期を同じくして新型コロナウイルス感染症も、感染症の位置づけが第5類へ移行しました。

その後、村内のイベントや祭り等が徐々に再開され、コロナ前の日常を取り戻しつつありますが、完全に元の生活に戻ることはできず、感染対策等には引き続き留意をしていくことが今後も必要と思われます。

村民の皆様には4年間にわたり感染拡大防止の観点から、各種イベントの中止や公共施設の利用などにご不便をお掛けする状況となりましたが、ご理解とご協力をいただきましたことに感謝申し上げます。また、献身的に社会を支え続けていただいた医療関係者の皆さまにも改めて感謝申し上げます。

檜原村は本年4月に村政施行135周年を迎えます。村政施行後一度も合併も分村も行わず続いてきた村に村民の皆様が誇りを持ち、安心して住み続けていただけるよう、本年も村民の皆様へ寄り添った村政運営を目指してまいります。そのために、「非核平和都市宣言」(案)「環境都市宣言」(案)を、4月以降村民の皆様にお示しして、その後議案に提案し、宣言してまいりたいと考えております。

檜原村を取り巻く社会情勢は、ウクライナ情勢が硬直化し、それに引き続いてイスラエルとパレスチナハマスの紛争が勃発し、一層混とんとしてきております。エネルギーや原材料価格の高騰、円安等により村民の皆様への生活は益々厳しさを増しており、令和5年度も補正予算により様々な形での生活応援事業を国、東京都の支援あるいは村独自での取り組みとして村議会のご理解をいただき迅速に実施させていただきました。

今後、必要があれば国・東京都の支援と合わせて村独自の支援も迅速に実施していきたいと考えております。

昨年の檜原村は、人里地区に建設が予定されていた廃棄物焼却処理施設の建設計画が4月に業者により取り下げられるなど、波乱に満ちた一年でありました。この件に

つきましては多くの村民の皆様にご心配をおかけしましたが、今後は同様の施設の建設に限らず、檜原村の自然環境と住民の皆様への生活を守っていくため本定例会に檜原村環境保全条例の改正を提案し、檜原村の自然環境を守っていくため、職員とともに注力してまいります。

また、村の災害状況を顧みますと、昨年は台風による災害は発生しませんでした。日本国内では、毎年のように発生する豪雨災害も、先に哀悼の意を表しました。能登半島地震など、自然災害が頻発しており、特に今回の震災からは孤立対策や、道路、電気、上下水道等のインフラの復旧への対応に課題が見えますので、村においても、国、東京都の防災計画の見直しに合わせ、他地域での災害等も参考にして防災計画の見直しを進めることとしております。

令和4年度から見直しを進めてまいりました第6次総合計画は、これまでの檜原村の良い面を残しつつ、檜原村の自然資源の活用や新たな魅力や価値を付け加えることができるよう、審議会委員の皆様にお願ひし、答申された素案はパブリックコメントを実施後、本定例会に提案させていただき予定としておりましたが、パブリックコメントにおいて多くの意見をいただいたことから、現在の計画の期間を一年間延長する議案を本定例会に提案させていただき、パブリックコメントにより提出いただきました意見等を再度審議会にお示しして、令和6年度中に計画を策定することいたしましたので、ご理解をいただきたいと存じます。

## 《国・東京都の動き》

はじめに、国の動きについて申し述べます。

令和6年度予算案は、歴史的な転換点の中、時代の変化に応じた先送りできない課題に挑戦し、変化の流れを掴み取る予算と位置づけ、主なものとしては、経済面では、経済の好循環の起点となる賃上げの実現として、診療報酬、介護報酬、社会福祉サービス等報酬改定において、公的価格の在り方を見直し、現場で働く方々の処遇改善に構造的につながる仕組みを構築し全体的に物価に負けない賃上げを実現。

社会面では、構造的な変化と社会課題への対応として、少子化は我が国が直面する最大の危機であるとの認識の下、児童手当の抜本的拡充、高等教育費の負担軽減など、子ども未来戦略に基づく政策をスピード感をもって実行。

デジタル・トランスフォーメーション(DX)においては、引き続き、デジタルを活用し、地方の活性化や公的サービスの効率化の推進と合わせてデジタル化による観光・農林水産業の振興等を支援。

外交・安全保障では、厳しい国際情勢を踏まえ、安全保障対応と邦人保護、警備体制の強化、防衛力の強化等を。

また、令和6年能登半島地震への対応として、予備費から1兆円を支出することとしております。

一般会計の歳出総額として過去最大の112兆5,717億円を計上。防衛費は過去最大の7兆9,172億円とし、社会保障費も過去最大の37兆7,193億円、地方交付税交付金は17兆7,863億円、国の借金の元利払いに充てる国債費は27兆90億円とそれぞれ増加しました。

なお、本予算案は令和5年12月22日に閣議決定され、令和6年1月16日に能登半島地震への対応に伴う予備費の増額を追加し、再度閣議決定され令和6年1月26日に国会へ提出されました。

続いて、東京都の動きについて申し述べます。

東京都の令和6年度予算案は、東京・日本の輝かしい未来を切り拓くために産業や経済、社会の構造転換に挑み一人ひとりが輝く明るい「未来の東京」を実現する予算と位置づけ、「都市力を磨き抜く大胆な施策展開を実施」として、新規事業741件を計上しております。主な施策としては「持続可能な財政運営に向けた取組」「物価高騰から都民・事業者を守る取組」「誰もが輝き、自分らしく活躍できる共生社会」「子供の笑顔があふれる都市」「イノベーションを巻き起こす金融・経済都市」「多彩な魅力にあふれ、世界から選ばれる都市」「世界一安全・安心で強靱な都市」「気候危機へ立ち向かい脱炭素化を加速」「スマート東京」「シン・トセイの推進」「多摩・島しょの振興」を掲げております。

多摩島しょの振興には昨年度比112億円増の2,633億円が計上され、当村に直接影響を与えると思われる主な新規事業として、「多摩・島しょ地域交流ワーケーション体験ツアー」、「多摩地域への誘客促進キャンペーン」などが計上されています。そして、檜原村にとっては村民の生活を守り・維持に必要な不可欠な財源となる市町村総合交付金は対前年度比28億円増の620億円とされました。

その結果一般会計予算規模は、前年度比5.1%増の8兆4,530億円政策的経費で7.3%増の6兆3,702億円となり、歳入のうちでも都税収入は、企業収益の堅調な推移に伴い法人二税の増などにより、約1,855億円増加し、6兆3,865億円となりました。

### 《令和6年度予算編成基本方針》

令和6年度の予算編成にあたっては、従来の事業のうち必要と思われるものは継続するとともに、私が掲げている公約の実現に向けて、令和5年10月17日、課長・主幹・課長補佐・係長・主査職に対して次のように指示したところであります。

檜原村の財政は、少子高齢化、人口減少により自主財源である村税は、令和4年度にあっては新型コロナウイルス感染症の影響は続き、今後の景気動向の不透明性を踏まえれば、法人税や個人住民税の増収は見通せず、安定した財政基盤を前提とした村の理想像である「自立する村」を具現化するための道程（みちのり）は引き続き非常に厳しいものがある。

村の主要な歳入である地方交付税は、国において、本来の役割が適切に発揮されるよう総額を確保するとしているが、各地方団体の算定した額の合算額と著しく乖離しており、更に、近年国内で激甚化する豪雨災害等が頻発する状況下では、村に交付される特別交付税は流動的な要素が多く、今後の動向には、より一層の注意を払う必要がある。また、その他の歳入においても確保の努力をしているものの、収入増は期待できず苦慮しているところである。

他方、歳出では、アフターコロナを見据え、新型コロナウイルス感染症対策と村内経済の両立を図りながら、村の基盤整備事業である、村の地域特性を生かす「エコツーリズム事業」の本格的な推進、移住・定住化促進のための空き家対策、職住接近と永住を目的とした村営住宅等の建設、簡易水道の整備や維持管理、特産物であるじゃがいもを使用した村内でのじゃがいも焼酎及び木の酒の製造、深刻化する獣害対策、木育・木材活用関連事業としての森のおもちゃ美術館・木工房の運営、高齢者の生きがい活動の推進と高齢者の力を活用した地域振興等の高齢者関連施策に加え、村には少子高齢化対策、見守り支援対策、買い物支援対策、移動困難者支援対策、デジタルガバメント対策、教育対策、伝統芸能の承継、環境問題、老朽化した公共施設・インフラ施設など、今後も取組むべき課題は山積しており、これらの施策の展開には多額な資金需要が見込まれている。

令和4年度決算の普通会計における経常収支比率は人件

費、物件費の増はあったものの、補助費の減と経常一般財源の増により、経常収支比率が一昨年度から0.3%、前年度比で0.2%それぞれ向上し、73.2%となったが、今後、更に財政の硬直化が進まないよう経常経費の増には留意する必要がある。

人件費を始め扶助費、村独自の補助費、各施設に係る維持管理経費、各種委託費など、予算総額のうち経常経費が占める割合は引き続き高くなることが予想され、これに連動して経常収支が高率を示せば、財政の硬直化が懸念されることとなるため、財政運営の健全性や弾力性を保持し続けることが当面の課題となっている。

こうした中、時代はますますその変化のスピードを早め、時代の変化に伴う多種多様に变化する住民要望に応えるため、限られた財源の中で行政サービスの維持・向上に努めなければならない。

- 1 「自然と共生した快適な都市基盤づくり」として、自然環境の保全と公害防止を目的とする各種施策の充実・強化、生活周辺環境の変化に適応する住環境整備に関する補助の実施、簡易水道、下水道、じん芥、し尿処理等の生活環境の充実、防犯・防災減災対策、生活交通関連事業、エコビレッジ構想の実現。
- 2 「ふれあいやすらぎの健やかな暮らしづくり」として、やすらぎの里の再整備、医療・保健・福祉の更なる充実、総合的な子育て支援策の推進、高齢者の地域活動への参加を促進する環境づくり、高齢者がいつまでも健康でいきいきと暮らすための健康づくりと見守り対策、介護サービス事業の充実、介護保険、後期高齢者医療対策支援、少子高齢化対策事業、各係の連携による訪問医療・訪問介護の充実、幸福の里の実現。
- 3 「地域で育む個性と活力の産業づくり」として、ひのほら緑（力）創造事業、有害鳥獣による農作物の被害防止対策、森林資源の活用と森林保全の実施及び更なる地場材の利用促進、村の自然や歴史、文化等を生かしたエコツーリズムの推進による観光振興、檜原ブランドの確立による檜原産材等の特産品を生かした産業振興、第三セクター「めるか檜原」によるミニスーパー等の運営、村の地形的特性と自然環境に配慮した企業の誘致及び個人事業主を対象とする企（起）業家支援制度、薪燃料等の活用による自然エネルギー利用事業、小水力発電導入の検討、じゃがいも焼酎製造事業、おもちゃ美術館の運営等地域の活力と地域資源を生かす活性化事業、修景地整備事業、時代に合わせた新産業の育成。
- 4 「村を担う未来に向けた人づくり」として、村内の各施設を利用した生涯学習の充実、コンサート、観劇鑑賞等の実施、多摩・島しょ広域連携事業を活用した感動体験事業の実施、海外派遣事業等の人材育成事業、重要文化財「小林家住宅」及び登録有形文化財「旧高橋家住宅」の活用事業、伝統芸能の承継事業、教育施設の整備など次代を担う小・中学生から大学生等までの教育環境充実事業。
- 5 「村民役の参加と協働の村づくり」として、永住を目的とする住宅建設施策の拡充、空き家等を活用した新たな定住化及び移住促進事業、コミュニティ活動推進のための自治会組織活性化への支援と村おこし事業、空き家にならない、させないための支援事業、村民対話集会や村民全体会議の開催によるひらかれた村政の実現。

以上の5点を重点施策とし、創意と工夫で最少の経費で

最大の効果が得られるよう取組、社会改革に適応した制度や仕組み作りと事業の見直し、事業検証を徹底して施策の新陳代謝を図り、持続可能な村政を進めるため、この基本方針の下予算編成に取り組むことを指示したところでございます。

## 《令和6年度基本施策》

このような背景の下に、「令和6年度予算編成方針」に掲げた事業の実施及び主要施策についてそれぞれ分類して申し上げます。

### (1) 生活環境基盤整備関連事業

村の自然環境はかけがえのないものであります。また、その自然環境に魅力を感じ、移住してくる方、また住み続けていただいている方がいらっしゃいます。

引き続き、安全で安心の村づくり、子育て・教育・高齢期を元気に生き生きと暮らすための支援、そして恵まれた自然環境の保全と、近年多発する災害対策に努め、村独自の支援を含め、村民の定住と受入れを図ってまいります。

防災面では、指定避難所の安全確保のための急傾斜地対策工事及び砂防工事を昨年に引き続き国・東京都により実施し、村では消防・防災対応の強化として消防積載車3台の更新、感震ブレーカーの戸別配布や地域防災計画の見直し等を行ってまいります。

道路等の基盤整備につきましては、適切な維持管理を行うつつ、必要な個所の改修等を進めてまいります。

下水道事業においては、清流秋川の水质保全のため、下水道計画区域外の汚水処理について、個別浄化槽の維持管理に過度な個人負担が生じないよう引き続き対応してまいります。また、下水道の接続率の向上にも努めてまいります。

簡易水道事業につきましては、配水管布設替えの計画期間である令和20年度に南秋川水系の老朽管取替え工事が完了するように本年も工事を継続してまいります。また、簡易水道給水区域外の給水施設につきましても、地元組合の意向に基づき修繕等を実施してまいります。

村独自事業として、地形に配慮した高齢者等を対象とした廃棄物の戸別収集、路線バスを補完するデマンドバスについては藤倉地区での運行方法を変更しますが、引き続き4路線を運行してまいります。

また、児童・生徒のバス通学時の待合所が懸案となっておりました元郷バス停につきましては、地元の理解と土地所有者のご理解ご協力により、設置に向けて動いております。令和6年度は令和5年度実施した測量に基づき設計を行い、早い時期に待合所を設置してまいります。

主要地方道となる都道関連では、「秋川南岸道路」では用地等の補償協議が進み下元郷地内では道路予定地の建物の除却も進んできております。今後、村道の和田橋補修工事を行い、都道の橋脚工事が進んでいくものと思っております。

引き続き早期の完成に向け、東京都西多摩建設事務所において事業が実施されているところでありますが、関係者の方々のご協力に改めて御礼を申し上げます。

### (2) 福祉厚生関連事業

村では、やすらぎの里を福祉の拠点として、平成11年に設置し、25年弱が経過しております。経年により修繕等が必要な個所があることや、建設当初からの村内の福祉ニーズの変化等を考慮し、施設の改修計画を策定いたします。

また、各地で頻発する災害等から、村の地域防災計画では、やすらぎの里を福祉避難所として指定しております。

このため、非常用電源を設置するための設計を進めてまいります。

村では少子化対策に早くから取り組んでまいりました。国や東京都でも少子化対策に本腰を入れて対応する兆しが見えてまいりましたが、国・東京都の補助として村独自の補助も合わせ妊娠から出産、そして大学卒業までの医療あるいは教育等での子育て支援を一層進めてまいります。

特に、4月からは子ども家庭センターを設置し、臨床心理士も配置する予定としており、よりきめ細かい子育て支援を進めてまいります。

高齢者の方々には、住みなれた地域で安心した健康な生活を続けられますよう、带状疱疹ワクチンや肺炎球菌ワクチンの無料接種等を実施し、様々な高齢者支援施策を展開、環境整備を行ってまいります。

介護保険につきましては、保険料の見直しを行い、保険料の階層区分に変更はありましたが、基本的に据え置きとさせていただきます。介護保険制度では、利用が増えれば増えるほど、また、施設入所が増加すると保険料の負担が増すという仕組みの中、健康で過ごしていただくために健康増進のための事業、支援を本年度も進めてまいります。

また、元気に生活されている高齢者の方には生きがいの提供と技術の伝承等を兼ねシルバー人材センターで多くの方に働いていただくために支援をしてまいります。

買い物に不便をきたす人には買物支援を実施し、村民の皆様の安心と利便性の向上に努めると共に、高齢者を対象とした免許証の返納についても引き続き支援してまいります。

障害をお持ちの方には、ここで見直し策定しました障害福祉計画、障害児児童福祉計画に基づき支援をすすめ、重度の障害者の方々への支援として、交通費助成や障害者(児)短期入所補助金を継続いたし、障害者の方々に対する生活環境の整備・充実に努め、要介護者タクシー乗車助成を行ってまいります。

村の地域医療につきましては、檜原診療所が一手に担ってきております。診療機器につきましては計画的に更新を進めてきておりますが、本年度からは訪問医療・訪問看護のニーズを把握し本格的に稼働させてまいります。

### (3) 産業観光振興等関連事業

自然に囲まれた檜原村は、その豊かさを象徴する反面、時には台風や降雪により生活に大きな影響を与えます。自然と共生する生活環境と、災害予防の整備を引続き図るとともに、自然や地域資源を活用して村の活性化を進めてまいります。

ひのほら緑(力)創造事業は、令和5年度が計画期間の終期であり、村内5地区において地域の皆様の活力により樹種転換等を実施し、また、沿道修景等も引いて一定の成果が得られたことにより、終了としますが、引き続き、5地区での樹種転換後の草刈、修景事業は実施するとともに、獣害対策の一環として畑周りの環境整備も実施してまいります。

檜原村の木の魅力を伝える檜原森のおもちゃ美術館には、月平均3,500名を超える人々が訪れていただいております。また、同地区にありますひのほらファクトリーにつきましても、じゃがいも焼酎の製造は順調に進み、「木の酒」を製造する施設も完成することから、新たな付加価値を付けた商品で、檜原村をPRしてまいります。

地場産材を活かした村づくりは交流人口の増加、定住化、産業、観光に活かす取組みとして積極的に展開してまいります。

林道の開設・整備につきましては林業関係者だけでなく、生活道路となっているところもあり、エコツーリズムの事

業推進や樹木の搬出等、地域資源の利活用事業にも寄与するものであり、維持管理等を含め引き続き事業を進めてまいります。

農業振興につきましては、全村的に獣害が深刻化しております。村としては、可能な限り対策を実施してきておりますが、なかなか被害を減少させることができておりません。

このため、昨年7月に麻布大学と協定を結び、住民の皆様とともに獣害対策を進めてまいります。特に、野生獣を里に引き付けてしまう放任果樹対策を積極的に進めていくとともに、サルの出没状況をリアルタイムで把握し、その情報を村民の皆様様に提供できるシステムを構築してまいります。

観光は村の主要産業であります。神戸地区にありますマス釣り場につきましては、神戸岩の玄関口であり、先に述べました小沢地区の2施設と連携して、観光振興につながる施設として整備してまいります。

村の観光の課題として駐車場やトイレについて様々な意見もいただいております。駐車場につきましては新たに整備する土地が見つからない中では、以前実施した調査に基づき、民間の適地を観光用駐車場に転用する補助や、トイレにつきましては、観光目的に利用されることから、より快適なものが求められていると考え、村内全体のトイレについて現状を調査し、改修、建替え等を検討してまいります。

また、観光協会には村全体の観光振興を俯瞰的に進めていただくため、補助金を増額してまいります。

働く場所をひとつでも増やそうと、企業による村内への進出あるいは起業について補助をする「企(起)業誘致制度」がありますが、住宅地同様に用地の確保がネックとなっております。適地があれば、土地開発基金等も活用し積極的に用地を確保してまいりますので、村民の方で空いている土地や工場跡地等を、提供できる方がおられましたら是非、ご協力をお願い申し上げます。

#### (4) 教育文化関連事業

檜原村では過疎化の影響により、早くから少子高齢化が進んでおり、その対策に努めてきたところでありますが、全国的な人口減少が顕著に表れ、特に少子化への対応から国、東京都でも本格的に取り組む姿勢が見えてきております。一方少子高齢化の中、新型コロナウイルス感染症の影響により、特に郷土芸能の継承が危ぶまれております。

若い世代に継承していけるよう学校の場での上演・鑑賞を継続してまいります。

移住政策を進める中での新旧住民のお互いの理解や尊重を大切にし、未来を担う子どもたちへの投資を行います。

また、村民の皆様様に心の安らぎと、ゆっくり流れる至福の時間を過ごしていただけるよう、イベントやコンサートをを行い、あわせて地域の活性化につなげていけるよう計画いたします。

#### (5) 地域振興と協働関連事業

昨今の災害等から災害に対する考え方は大きく変わってきております。災害に対しましては、「自助」「公助」「共助」の3つが効果的に機能することが求められておりますが、近年「公助」の限界が露呈してきております。檜原村においては今までの良き「共助」がまだ残っております。

村と、村民の皆様が協働して良い村を作っていくことが理想であります。このことから、村民の皆様から様々な意見をお聞きし、村民の皆様様に村の考え等を知っていただくため、村民対話集会を令和5年度から試行的に開催しておりますが、令和6年度からは村民全体会議も開催してまい

ります。

人口の維持に繋がる移住者を受け入れるには、平地の少ない村内において、空き家の活用が一番と考えますが、空き家を手放さない理由のひとつに相続が進まないことがあります。これを一つの課題ととらえ、相続を進める初期の段階で相続の流れや手続きの方法、相続に必要な書類の作成の支援等を進めてまいります。このようなことも含めて更なる空き家活用に向け今後も空き家の所有者を始め、皆様からのご相談や不動産業者の協力も求めてまいりますので、ご協力をお願い申し上げます。

また、移住者を受け入れるにあたり、移住後のミスマッチを防ぐために、千足地区に地域おこし協力隊用の住宅と併設した移住体験住宅を建設いたします。

地域におけるコミュニティ活動につきましては、村おこし事業などの新たな事業を地域ぐるみで行うことで、地域が明るく元気になり活性化している事例が見受けられます。コロナで暫く活動が制限されてきましたが、徐々にコロナ前の日常に戻りつつありますので、引き続き地域を賑やかにしていく活動を応援してまいります。

また、少子・高齢化により自治会活動が、人的、金銭的に厳しくなっているというお話をお聞きしております。このため、自治会の活動を支援する補助制度を創設いたします。

また、村では、国の「地域おこし協力隊制度」を平成27年から活用し、村内での活動のみならず、村の魅力や情報発信につきましても、様々な角度からの目線で頑張っておりますので、これからも特技や趣味を生かしながら村の活性化に努めてほしいと願っております。

檜原村における村税収入は依然として低水準であります。このため、効率的で効果的な行財政運営を念頭に、すべての事業の精査、村にとって有利となる補助制度の活用について、国や東京都との関係を密にし、村行政組織全体で取り組んでいく所存であります。

今後も、健全財政を堅持し、村民の福祉の向上、そして産業振興と雇用の確保等を推進してまいります。135年続いてきた「檜原村が檜原村であり続けるため」に檜原村の更なる活性化を図ってまいります。

#### 《むすびに》

以上、令和6年度の施政方針を申し述べさせていただきましたが、村づくりの基本は135年続いてきた村。この村に住み続ける人々が誇りを持ち、豊かな森や清流をなす自然を護り、安心して住み続けられる村を確立することにあります。

村の活性化については、豊かな自然の中で新たな働き方を求める人々の職と住まいを提供し、交流人口や定住人口を増やすことにありますが、地理的、地形的条件もさることながら、すべての事業は法律等の下で行われますので、おのずから制約を受ける場面があります。また、国や東京都の制度等もめまぐるしく変わっていきます。

このような中で、檜原村にとって利用可能な国や東京都の補助制度の活用や一人ひとりが法律を熟知し、村民の皆様様の幸せのためにきめ細かい行政運営を職員と一丸となって取り組んでまいります。

村民の皆様そして議員の皆様にはご理解を賜り、檜原村のブランド力を高め、首都東京できらりと輝く村「ひのはら」の村づくりに変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。令和6年度の施政方針といたします。

# 令和6年度 檜原村予算決まる

令和6年度の檜原村の予算が、令和6年3月25日の議会において可決、決定いたしました。

令和6年度予算は税収入を始めとする各種財源の確保に努め、健全財政を堅持する一方、効率的で効果的な行財政運営を念頭に時代にあった施策を行い、村民の福祉の向上、産業振興と雇用の確保等を推進し、この村に住み続ける人々が誇りを持ち、豊かな森や清流をなす自然を護り、135年続いてきた「檜原村」であり続けるために檜原村の更なる活性化を目指し

- 1 「生活環境基盤整備関連事業」として、自然環境の保全と公害防止を目的とする各種施策の充実・強化、生活周辺環境の変化に適應する住環境整備に関する補助の実施、簡易水道、下水道、じん芥、し尿処理等の生活環境の充実、防犯・防災減災対策、生活交通関連事業、エコビレッジ構想の実現。
- 2 「福祉厚生関連事業」として、やすらぎの里の再整備、医療・保健・福祉の更なる充実、総合的な子育て支援策の推進、高齢者の地域活動への参加を促進する環境づくり、高齢者がいつまでも健康でいきいきと暮らすための健康づくりと見守り対策、介護サービス事業の充実、介護保険、後期高齢者医療対策支援、少子高齢化対策事業、各係の連携による訪問医療・訪問介護の充実、幸福の里の実現。
- 3 「産業観光振興等関連事業」として、ひのほら緑（力）創造事業、有害鳥獣による農作物の被害防止対策、森林資源の活用と森林保全の実施及び更なる地場材の利用促進、村の自然や歴史、文化等を生かしたエコツーリズムの推進による観光振興、檜原ブランドの確立による檜原産材等の特産品を生かした産業振興、第三セクター「めるか檜原」によるミニスーパー等の運営、村の地形的特性と自然環境に配慮した企業の誘致及び

個人事業主を対象とする企（起）業家支援制度、薪燃料等の活用による自然エネルギー利用事業、小水力発電導入の検討、じゃがいも焼酎製造事業、おもちゃ美術館の運営等地域の活力と地域資源を生かす活性化事業、修景地整備事業、時代に合わせた新産業の育成。

- 4 「教育文化関連事業」として、村内の各施設を利用した生涯学習の充実、コンサート、観劇鑑賞等の実施、多摩・島しょ広域連携事業を活用した感動体験事業の実施、海外派遣事業等の人材育成事業、重要文化財「小林家住宅」及び登録有形文化財「旧高橋家住宅」の活用事業、伝統芸能の承継事業、教育施設の整備など次代を担う小・中学生から大学生等までの教育環境充実事業。
- 5 「地域振興と協働関連事業」として、永住を目的とする住宅建設施策の拡充、空き家等を活用した新たな定住化及び移住促進事業、コミュニティ活動推進のための自治会組織活性化への支援と村おこし事業、空き家にならない、させないための支援事業、村民対話集会や村民全体会議の開催によるひらかれた村政の実現。

以上の方針により令和6年度の予算規模は、38億7千万円と対前年度比8.7%の増となり、福祉政策、生活環境の整備、移住・定住対策、産業振興、防災対策、文化と教育の充実等を図った予算としております。

また、特別会計・公営企業会計は全7会計で18億6,486万円5千円、対前年度比1.2%減とし、合計57億3,486万5千円で対前年度比5.9%増となりました。

なお、ここでは一般会計を中心にお知らせいたします。令和6年度歳入歳出予算及び主な事業はそれぞれ別掲のとおりです。

## ◆令和6年度檜原村予算概要

(単位：千円)

区分	令和6年度予算	令和5年度予算	増(△)減額	増減率
一般会計	3,870,000	3,560,000	310,000	8.7
特別会計	1,272,500	1,263,000	9,500	0.8
国民健康保険	560,000	558,000	2,000	0.4
事業勘定	350,000	346,000	4,000	1.2
診療施設勘定	210,000	212,000	△2,000	△0.9
都民の森管理運営事業	127,500	127,000	500	0.4
介護保険	449,000	435,000	14,000	3.2
介護サービス事業	47,000	47,000	0	0.0
後期高齢医療	89,000	96,000	△7,000	△7.3
公営企業会計	592,365	624,300	△31,935	△5.1
簡易水道事業会計	269,238	301,629	△32,391	△10.7
下水道事業会計	323,127	322,671	456	0.1
合計	5,734,865	5,447,300	319,500	5.9

※一般会計予算額の中には、特別会計・公営企業会計への繰出金620,685千円が含まれています。

※予算書は役場住民サロン、やすらぎの里、図書館、郷土資料館、及び福祉センターに備えてあり自由に閲覧できます。

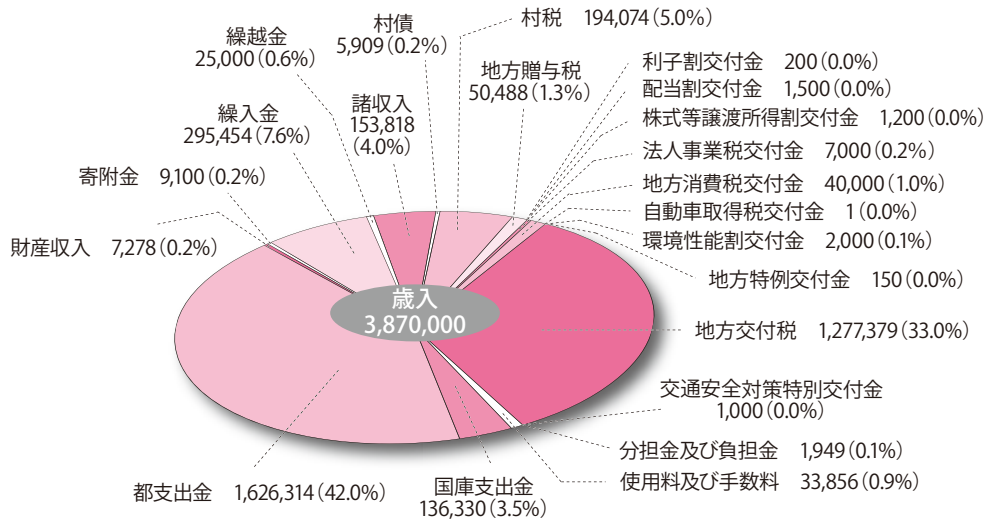
※各表の構成比等は端数調整により合計数値と合わない場合があります。

区分	繰出金額	区分	繰出金額
事業勘定	54,500	後期高齢者医療	51,082
診療施設勘定	44,723	簡易水道事業	76,286
都民の森管理運営事業	127,498	下水道事業	165,806
介護保険	87,315		
介護サービス事業	13,475	合 計	620,685

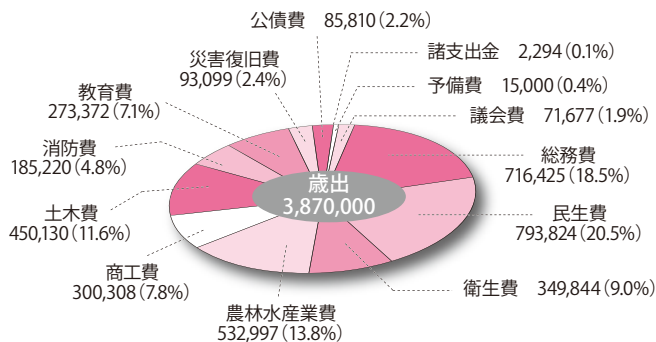
# 令和6年度 檜原村一般会計予算

(単位：千円)

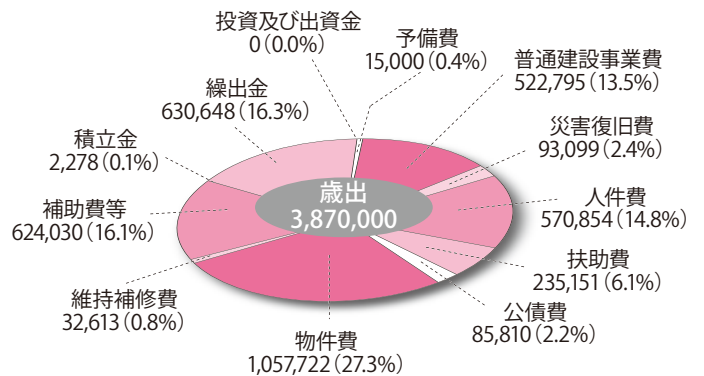
〈一般会計〉歳入予算構成表



〈一般会計〉歳出予算構成表



〈一般会計〉性質別歳出予算構成表



## ◆令和6年度檜原村予算概要

(単位：千円、%)

	令和6年度		令和5年度		比較増減	
	当初予算額	構成比	当初予算額	構成比	当初予算額	伸び率
1. 人件費	570,854	14.8	531,715	14.9	39,139	7.4
2. 物件費	1,057,722	27.3	963,815	27.1	93,907	9.7
3. 維持補修費	32,613	0.8	27,209	0.8	5,404	19.9
4. 扶助費	235,151	6.1	238,571	6.7	△ 3,420	△ 1.4
5. 補助費等	624,030	16.1	560,505	15.8	63,525	11.3
一部事務組合に対する	74,437	1.9	75,149	2.1	△ 712	△ 0.9
その他	549,593	14.2	485,356	13.6	64,237	13.2
6. 普通建設事業費	522,795	13.5	383,942	10.8	138,853	36.2
補助事業費	49,780	1.3	260	0.0	49,520	19,046.2
単独事業費	473,015	12.2	383,682	10.8	89,333	23.3
7. 災害復旧費	93,099	2.4	93,700	2.6	△ 601	△ 0.6
8. 公債費	85,810	2.2	96,533	2.7	△ 10,723	△ 11.1
9. 積立金	2,278	0.1	511	0.0	1,767	345.8
10. 投資及び出資金	0	0.0	0	0.0	0	0.0
11. 繰入金	630,648	16.3	648,499	18.2	△ 17,851	△ 2.8
12. 予備費	15,000	0.4	15,000	0.4	0	0.0
合計	3,870,000	100.0	3,560,000	100.0	310,000	8.7

## 令和6年度 主要事業

### 1. 生活環境基盤整備関連事業

- ・ 河川水質検査委託
- ・ 不法投棄処理委託
- ・ 資源回収団体助成
- ・ 生ごみ処理機購入補助
- ・ 檜原村廃棄物減量等推進審議会委員報酬
- ・ 檜原村廃棄物処理施設設置等調整審査会委員報酬
- ・ 檜原村環境保全審議会委員報酬
- ・ 薪ストーブ設置等補助
- ・ 薪利用拡大補助
- ・ ふれあいデー（村内一斉清掃）経費
- ・ ハチ駆除委託
- ・ 小水力発電設備導入可能性調査業務委託
- ・ 太陽光発電設備設置等事前調査委託
- ・ 薪普及啓発事業委託
- ・ 浄化槽設置補助
- ・ 日照の確保に伴う補助
- ・ 定住化のための簡易水道補助
- ・ し尿汲取委託
- ・ 有料し尿汲取委託
- ・ 無臭トイレ及びホース延長汲取委託（49世帯）
- ・ し尿汲取不可能世帯補助
- ・ 浄化槽設置家庭清掃補助
- ・ 下水道区域外浄化槽設置補助
- ・ 一般廃棄物収集業務委託
- ・ 西秋川衛生組合負担金
- ・ 衛生委員業務委託
- ・ 簡易水道事業会計繰出金
- ・ 漏水調査委託
- ・ 下水道事業事業会計繰出金
- ・ 簡易給水施設修繕
- ・ 板東沢残土処理場管理・監視業務委託
- ・ 公共用地境界確定測量委託
- ・ 道路用地等登記事務委託
- ・ 村道維持補修業務委託
- ・ 村道第60号湯久保線道路用地等登記事務委託
- ・ 笛吹地内公共用地境界測量業務委託
- ・ 村道第70号倉掛線地質調査・設計業務委託
- ・ 村道第86号笹久保線道路災害防除詳細設計業務委託
- ・ 道路等維持補修機械借上料
- ・ 村道等補修材料費
- ・ 村道維持補修工事
- ・ 村道第70号倉掛線舗装工事
- ・ 村道第60号湯久保線側溝改修工事
- ・ 村道第7号時坂線側溝改修工事
- ・ 秋川南岸道路整備事業に伴う土地家屋等調査算定委託
- ・ 秋川南岸道路整備事業に伴う村道用地購入
- ・ 秋川南岸道路整備事業に伴う物件補償費
- ・ 秋川南岸道路整備事業負担金
- ・ 秋川南岸道路整備に伴う和田橋補修工事負担金
- ・ 橋梁維持補修工事
- ・ 河川維持補修工事
- ・ 河川維持補修業務委託
- ・ 河川維持補修機械借上料
- ・ 河川維持補修材料費
- ・ 村道清掃等業務委託
- ・ 村道除雪業務委託
- ・ 橋梁点検及びトンネル点検業務委託
- ・ 橋梁塗膜調査委託
- ・ 橋梁長寿命化修繕計画改定業務委託
- ・ 林道維持補修・除雪補助

- ・ 林道除雪業務委託
- ・ 林道清掃等業務委託
- ・ 農道維持補修・除雪補助
- ・ 農道除雪業務委託
- ・ 除雪機購入費補助
- ・ バス路線維持費補助
- ・ 地域公共交通活性化協議会運営補助
- ・ 地域公共交通会議委員報酬
- ・ 公共交通改善推進支援業務等委託
- ・ やまびこ運行委託
- ・ 五日市交通安全協会檜原支部補助
- ・ 五日市交通安全協会負担金
- ・ 防犯協会負担金
- ・ 防犯灯修繕
- ・ 防犯灯電気料
- ・ 感震タップ配布経費
- ・ 消費生活相談員謝礼
- ・ 安全・安心むらづくり協議会委員報酬
- ・ 常備消防委託
- ・ 消防団・分団・部運営
- ・ 消防積載車購入
- ・ 消防用備品購入
- ・ ヘリポート管理
- ・ 防災行政無線管理
- ・ 小沢地区急傾斜地崩壊防止事業負担金
- ・ 特定緊急輸送道路沿道建築物耐震診断等補助
- ・ 檜原村地域防災計画改定業務委託
- ・ 非常食購入
- ・ 避難所用備品購入
- ・ 住宅・建築物土砂災害対策改修補助
- ・ 避難行動要支援者個別避難計画策定委託

### 2. 福祉厚生関連事業

- ・ 出生祝金
- ・ 出生記念品
- ・ 小中学校入学祝金
- ・ 出生記念祝い品購入
- ・ 乳幼児医療費助成
- ・ 子ども医療費助成
- ・ 高校生等医療費助成
- ・ 児童手当給付
- ・ 地域子育てネットワーク支援事業委託
- ・ 子育てサークル助成
- ・ チャイルドシート購入費補助
- ・ 子育て支援学校給食費補助
- ・ やすらぎの里児童館運営委託
- ・ 乳幼児育児用品助成
- ・ 子育て相談医師等委託
- ・ 子どもフック物歯面塗布委託
- ・ 6.9か月健康診査委託
- ・ 1歳6か月健康診査委託
- ・ 3歳児健康診査委託
- ・ 乳幼児健康診査医師等委託
- ・ 新生児聴覚検査委託
- ・ 新生児聴覚検査補助
- ・ ウッドスタート事業実施委託
- ・ ウッドスタート加盟負担金
- ・ 乳幼児歯科健康診査委託
- ・ 出産・子育て応援交付金
- ・ ひのほら子育て・健康情報アプリ使用料
- ・ 小児初期救命平日夜間診療事業補助
- ・ 保育所運営委託
- ・ 保育所運営費補助
- ・ 家庭福祉員委託
- ・ 保育従事職員宿舍借上支援事業補助
- ・ 病児・病後児保育事業負担金
- ・ 保育体制強化事業補助
- ・ 保育補助者雇用強化事業補助

- ・ 子育て支援保育料等補助
- ・ 子育て支援充実補助
- ・ ひのほら保育園内科検診補助
- ・ ひとり親家庭医療費助成
- ・ 児童育成手当給付
- ・ こども家庭センター経費
- ・ 防犯ブザー購入
- ・ ひきこもり支援対策経費
- ・ ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業委託
- ・ 子どもに対する安心安全確保対策支援事業補助
- ・ 子育てのための施設等利用費
- ・ 子ども・子育て支援事業計画策定業務委託
- ・ 子育て相談医師等委託
- ・ 地域福祉計画策定関連経費
- ・ 老人福祉施設措置費
- ・ 高齢者緊急短期入所事業委託
- ・ 福祉サービス第三者評価受審費補助
- ・ 要介護者タクシー乗車料金等助成
- ・ 社会福祉法人等による利用者負担額軽減措置事業補助
- ・ 高齢者宅警報器等取付工事
- ・ 高齢者住宅改修助成
- ・ 福祉モテルール修繕及び保守点検等委託
- ・ 敬老福祉大会の開催
- ・ 敬老金の支給
- ・ 高齢者対策推進委員会委員報酬
- ・ 成年後見申立料
- ・ 高齢者電話訪問事業委託
- ・ 高齢者みまもり事業委託
- ・ 高齢者世帯等ごみ回収業務委託
- ・ 高齢者世帯等外出支援業務委託
- ・ 高齢者世帯等買い物支援業務委託
- ・ 高齢者運転免許自主返納者支援補助
- ・ 成年後見推進機関運営委託
- ・ 高齢者クラブ連合会等補助
- ・ 後期高齢者医療費助成
- ・ シルバー人材センター運営費補助
- ・ やすらぎの里ふれあいセンター管理委託
- ・ 高齢者日常生活用具給付
- ・ 温泉宅配委託
- ・ 温泉センター数馬の湯利用補助
- ・ 後期高齢者医療特別会計繰出金
- ・ 高齢者理髪サービス委託
- ・ 高齢者書道教室事業委託
- ・ 高齢者地域貢献活動費補助
- ・ 介護保険特別会計繰出金
- ・ 介護サービス事業特別会計繰出金
- ・ 障害福祉システム改修委託
- ・ 心身障害者福祉手当
- ・ 障害者団体補助
- ・ 障害者手当給付
- ・ 重度身体障害者（児）住宅設備改善給付
- ・ 療養介護医療給付
- ・ 障害者自立支援医療給付
- ・ 養育医療費
- ・ 高額障害福祉サービス給付
- ・ 中等度難聴児補聴器購入費助成
- ・ 障害者自立支援給付
- ・ 障害者グループホーム等支援
- ・ 障害者日中活動系サービス推進事業補助
- ・ 相談支援事業委託
- ・ 障害者（児）短期入所補助
- ・ 地域生活支援事業給付
- ・ やすらぎの里福祉作業所運営委託
- ・ 重度障害者タクシー乗車料金等助成
- ・ 社会適応支援事業委託
- ・ 介護職員養成事業補助



## 令和6年度 主要事業

- ・ 社会福祉協議会への助成
  - ・ やすらぎの里自家発電設置設計業務委託
  - ・ やすらぎの里施設改修設計業務委託
  - ・ 福祉センター維持管理
  - ・ 国民健康保険特別会計繰出金（事業勘定）
  - ・ 秋川流域斎場組合負担金
  - ・ 健康推進員謝礼
  - ・ 健康推進員運動教室委託
  - ・ 健康推進活動費補助
  - ・ 健康教育委託
  - ・ 予防接種事業
  - ・ 定期予防接種助成
  - ・ 人間ドック検査委託
  - ・ がん検診等の検（健）診事業の充実
  - ・ 肺炎球菌ワクチン接種補助
  - ・ 新型インフルエンザ予防接種補助
  - ・ 骨粗しょう症検診委託
  - ・ 歯周疾患検診委託
  - ・ 基本健康診査委託
  - ・ 訪問歯科保健啓発事業
  - ・ 認知症予防教室実施委託
  - ・ 風しん抗体検査委託
  - ・ 任意接種補助
  - ・ 妊産婦健康診査委託
  - ・ 里帰り等妊婦健康診査助成
  - ・ 健康教育栄養士等謝礼
  - ・ 阿佐留病院企業団負担金
  - ・ 保健師活動
  - ・ 健康相談医師委託
  - ・ 国民健康保険特別会計繰出金（診療施設勘定）
- 3. 産業観光振興等関連事業**
- ・ 農道補修工事（全路線）
  - ・ 有害鳥獣駆除委託
  - ・ 加害獣進入防止対策事業
  - ・ サル追い払い事業委託
  - ・ 農作物獣害防止対策補助
  - ・ 有害鳥獣駆除用捕獲檻購入
  - ・ 獣害対策くくり農設置委託
  - ・ 有害鳥獣捕獲対策狩猟免許取得支援事業補助
  - ・ サル動向調査業務委託
  - ・ 放任果樹等伐採業務委託
  - ・ 獣害対策支援業務委託
  - ・ 遊休農地等対策会謝礼
  - ・ 獣害対策花火購入
  - ・ 野生獣出没時対応委託
  - ・ サル動向調査用受信基地局利用料
  - ・ サル追い払い用発信器購入
  - ・ 農業近代化資金利子補給
  - ・ 獣害対策講習会講師謝礼
  - ・ 農林業等振興事業補助
  - ・ ものづくり支援事業補助
  - ・ まち・ひと・しごと創生事業推進交付金
  - ・ 地域交流センター管理運営委託
  - ・ 森林管理巡視委託
  - ・ シカ害防止対策事業委託
  - ・ 東京都治山林道協会負担金
  - ・ 東京都森林経営管理制度協議会負担金
  - ・ 「多摩の森」活性化プロジェクト推進協議会負担金
  - ・ 林業従事者退職共済補助
  - ・ 立山林道開設工事詳細設計委託
  - ・ 笹野向林道開設工事
  - ・ 立山林道開設工事
  - ・ 林道補修工事（全路線）
  - ・ 林道敷地立木補償
  - ・ 林道補修材料費
  - ・ 林道維持補修業務委託
  - ・ 林道補修等機械借上料
  - ・ 林業近代化資金利子補給
  - ・ 森林再生事業間伐作業委託
  - ・ 水の浸透を高める枝打ち事業作業委託
  - ・ 都民の森管理運営事業特別会計繰出金
  - ・ 地場産材活用対策奨励事業交付金（搬出補助）
  - ・ 地場産材利用促進事業交付金（住宅補助）
  - ・ 地場産材活用対策作業道開設事業交付金
  - ・ 南郷村有施設管理業務委託
  - ・ おもちゃ美術館管理運営委託
  - ・ ふるさとの森維持管理業務委託
  - ・ 村有林境界確定測量業務委託
  - ・ 公衆トイレの維持、管理
  - ・ 檜原村内公衆トイレ調査業務委託
  - ・ 遊歩道等の維持、管理
  - ・ 河川清掃委託
  - ・ 修景地整備事業
  - ・ 観光ごみ分別収集委託
  - ・ 払沢の滝周辺交通整理業務委託
  - ・ 登山道巡視委託
  - ・ 神戸岩駐車場改修工事
  - ・ 元郷バス停囲いサッシ張替工事
  - ・ 小林家住宅登山道整備改修工事
  - ・ 沿道景観等修景立木補償
  - ・ バス停清掃業務委託
  - ・ グラウンド整備委託
  - ・ 河川活用活性化事業補助
  - ・ 観光協会への補助
  - ・ 観光駐車場整備補助金
  - ・ 西多摩地域入込観光客数調査事業負担金
  - ・ 温泉センター数馬の湯管理費
  - ・ 払沢の滝まつり実行委員会補助
  - ・ 森林セラピー事業
  - ・ エコツーリズム推進協議会交付金
  - ・ 森林資源を活用した魅力創出事業委託
  - ・ 大多摩観光連盟負担金
  - ・ ひのじゃがくくん活動経費
  - ・ 観光パンフレット作成補助
  - ・ 西多摩地域魅力発信PR事業負担金
  - ・ 情報発信業務委託
  - ・ あきる野商工会補助
  - ・ 小規模事業者経営改善資金利子補給
  - ・ 神戸国際マス釣場整備事業
  - ・ 地域活性化企業人負担金
  - ・ 企（起）業誘致の推進
- 4. 教育文化関連事業**
- ・ 栄養士・助産師等謝礼
  - ・ ブックスタート事業
  - ・ 就学、教育相談室の運営
  - ・ 鑑賞教室補助
  - ・ 児童、生徒通学費補助
  - ・ 高等学校等就学世帯生活支援交付金
  - ・ バス停遠距離保護者送迎補助
  - ・ 中学生海外派遣事業
  - ・ 放課後学習教室事業
  - ・ 確かな学力育成講師謝礼
  - ・ 特別支援心理検査等事業
  - ・ メール配信システム利用料
  - ・ 小中一貫教育研究会補助
  - ・ 小中一貫教育推進研修補助
  - ・ 小中一貫教育推進委員会委員報酬
  - ・ 教員異校種免許取得費用補助
  - ・ 学校経営研修会講師謝礼
  - ・ 教員研修事業講師謝礼
  - ・ 西多摩地区教員合同研修会講師謝礼
  - ・ 教職員等特別研修バス借上料
  - ・ 学校安全管理委託
  - ・ 情報通信技術（ICT）支援業務委託
  - ・ 校務支援システム使用料
  - ・ 小学校管理費
  - ・ 小学校教育振興費（教具、教材の整備充実）
  - ・ 小学校保健体育費（体育施設、備品の充実）
  - ・ 小学校教室網戸設置工事
  - ・ 小学校特別活動室（ホール）空調設備設置工事
  - ・ 中学校管理費
  - ・ 中学校教育振興費（教具、教材の整備充実）
  - ・ 中学校保健体育費（体育施設、備品の充実）
  - ・ 中学校教室網戸設置工事
  - ・ 中学校会議室空調設備設置工事
  - ・ 中学校高圧電気設備（気中負荷開閉器）更新工事
  - ・ 学校給食共同調理場運営費
  - ・ 図書館の運営
  - ・ 移動図書館の運営
  - ・ 成人式「二十歳のつどい」の開催
  - ・ 生涯学習事業（教養講座講師謝礼）
  - ・ 子ども国際音楽祭負担金
  - ・ 体育協会補助
  - ・ 総合運動場管理運営（夜間照明含む）
  - ・ 自転車レース大会開催支援業務委託料
  - ・ 秋川流域小中学生駅伝大会負担金
  - ・ 地域間交流事業
  - ・ 村指定文化財管理費補助
  - ・ 文化協会補助
  - ・ 国指定重要文化財小林家住宅管理経費
  - ・ 文化財保護アドバイザー委託
  - ・ 文化財ホームページ更新委託
  - ・ 村枝芸保存奨励
  - ・ 郷土資料館管理運営
- 5. 地域振興と協働関連事業**
- ・ 登記情報提供サービス利用料
  - ・ 移住体験等住宅整備事業
  - ・ 定住促進住宅補助
  - ・ 定住促進（空家）補助
  - ・ 住宅管理費
  - ・ 空家管理システム保守業務委託
  - ・ 空家建物調査診断業務委託
  - ・ 登録空家等調査委託
  - ・ 定住促進サポート事業補助
  - ・ 住み続けるための土地造成事業補助
  - ・ 元郷バス待合所建設工事設計業務委託
  - ・ ふるさと納税推進業務委託
  - ・ 総合戦略策定業務委託
  - ・ 地域おこし事業補助
  - ・ 人里・小沢・樋里・南郷コミュニティセンター、藤倉ドーム維持管理費
  - ・ 自治会館建設費補助
  - ・ 自治会活動支援金
  - ・ 地域おこし協力隊活動経費
  - ・ 広報ひのほら発行
  - ・ 社会保障・税に関わる番号制度に伴うシステム改修委託
  - ・ ホームページ更改委託料
  - ・ 都区市町村電子自治体共同運営サービス利用委託
  - ・ 内部情報系無線LAN拡張委託
  - ・ 基幹系システム標準化委託
  - ・ ホームページクラウド利用料
  - ・ リモートワークシステム利用料
  - ・ 業務効率化ツール使用料
  - ・ 都・区市町村DX協働運営委員会負担金
  - ・ 中岡サーバー・プラットフォーム利用負担金

## お知らせ

# 檜原村環境都市宣言及び 檜原村非核平和都市宣言について

檜原村では、檜原村制135周年の年を迎えるにあたり、令和6年度に「檜原村環境都市宣言及び檜原村非核平和都市宣言」をする予定です。

つきましては、「檜原村環境都市宣言及び檜原村非核平和都市宣言」(案)を作成しましたので、村民の皆様からご意見を募集します。

お寄せいただいたご意見については、プライバシー保護に十分配慮したうえで意見に対する村の考え方を付して公表いたします。なお、ご意見に対しての個別の回答はいたしません。

○**募集期間** 令和6年4月8日(月)～4月30日(火)

(郵便による提出は、令和6年4月30日(火)の消印有効です。)

○**閲覧場所** ・檜原村役場2階(総務課)(土曜・日曜・祝日を除く午前8時30分から午後5時まで)  
・檜原村ホームページ <https://www.vill.hinohara.tokyo.jp/>

○**提出方法** 住所、氏名、ご意見を明記のうえ郵便、ファックス、電子メール、直接持参のいずれかにより提出してください。(用紙、様式は問いません。)

○**提出先**

郵 送 〒190-0212 檜原村467-1 檜原村総務課総務係  
ファックス 042-598-1009  
電子メール syomu@vill.hinohara.tokyo.jp

◎ 問い合わせ先 総務課総務係 内線 505

## 監査結果報告

檜原村監査委員により下記の監査が行われました。

### 例月出納検査

1 対 象

令和5年度1月分 檜原村一般会計及び5特別会計

令和5年度1月分 公営企業会計

2 実 施 日 令和6年2月26日(月)

3 審査方法

会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われているか会計毎に調書を作成し、現金の出納及び保管の状況を検査する。

4 結 果

令和5年度1月分一般会計及び5特別会計、令和5年度1月分公営企業会計を検査した結果、伝票、証拠書類等正確に整理されており指摘事項もなく良好であり、正確に執行されていた。

◎ 問い合わせ先 議会事務局議事係 内線 311

# 国民健康保険特定健康診査・ 後期高齢者医療制度被保険者の健康診査・ 基本健康診査及び総合がん検診のお知らせ

「特定健康診査・特定保健指導」は、医療保険者（国民健康保険・健康保険組合・共済組合・国保組合など）ごとに実施している事業です。40歳から74歳の方を対象にメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の予防・改善を目指しています。

また、高齢者の健康づくり、生活習慣病等の早期発見、介護予防のため、75歳以上の方（65歳以上75歳未満で一定の障害認定を受けられた方を含む）を対象に健康診査を実施しています。

更に上記以外の方にも同様の目的で、基本健康診査を実施します。

総合がん検診についても各種特定健康診査と一緒に一度に受診できますのでご利用ください。

## <対象者>

村内在住で下記に該当する方

### ①国民健康保険特定健康診査

**檜原村国民健康保険の被保険者で40歳から74歳までの方**

### ②後期高齢者医療制度被保険者の健康診査

**檜原村後期高齢者医療制度の被保険者の方**

### ③基本健康診査

**19歳から39歳までの方**

**国民健康保険被保険者以外の方で健康診査の受診機会がない方  
生活保護を受給されている方**

### ④総合がん検診

**胃がん・肺がん・大腸がん検診は30歳以上の方**

**前立腺がん検診は40歳以上の男性の方**

**肝炎ウイルス検診は40歳以上の方**

## <受診方法>

（1）または（2）いずれかの方法で受診してください。

### （1）集団健（検）診

- ・ 5月18日（土） 人里コミュニティセンター
- ・ 5月27日（月） 福祉センター
- ・ 6月 4日（火） 福祉センター
- ・ 6月 8日（土） 福祉センター
- ・ 6月23日（日） 小沢コミュニティセンター

※当日の受付時間は午前8時30分～11時です。

### ◎申込方法

申込みは**4月8日（月）**から（土・日・祭日除く）

午前10時～12時・午後1時～5時まで

フリーダイヤル **0120-973-493**

**(2) 個別健(検)診****健(検)診日** 7月1日(月)～(※申込み開始は6月3日(月)～)**実施医療機関** ・檜原診療所(檜原村)  
・日の出ヶ丘病院(日の出町)

※受付時間等の詳細については、改めて広報等でお知らせします。

※送迎は行っていません。

**<健(検)診費用>****無料**対象者の方には受診券を送付いたしますので、申込みの際に内容をお伝えください。  
不明な点等ございましたら、ご連絡ください。

## 4月から乳がん・子宮がん検診を 日の出ヶ丘病院で受けることができます

●**対象者** 20歳以上の女性で、集団(検診車)の婦人がん検診を受診しない方●**申込方法** 日の出ヶ丘病院へ直接お電話でお申込ください。

電話 042-588-8666

●**受付期間** 令和6年4月8日(月)～令和7年2月7日(金)●**受付時間** 午前8時30分～正午・午後1時～午後4時

\* 検診車でのご集団検診は10月12日(土)・27日(日)に予定しています。

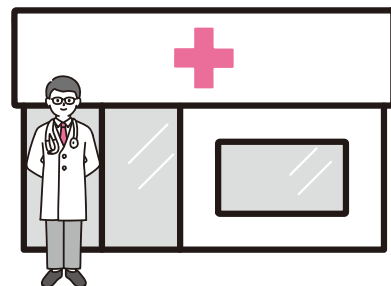
## ◎ 問い合わせ先

・健康診査に関すること：村民課村民保険係 内線 116

・がん検診に関すること：福祉けんこう課けんこう係 TEL 042-598-3121

## 檜原診療所からのお知らせ

檜原診療所では、令和6年4月1日付けで、宮澤壮太医師が所長に就任いたしました。田原邦朗医師につきましては、引き続き毎週月・水・金曜日と第4土曜日を担当しています。

◎ 問い合わせ先  
檜原診療所 TEL 042-598-0115

## 檜原村キャッシュレス決済ポイント還元事業

# 檜原村のお店を応援しよう！ ～最大25%戻ってくるキャンペーン～ 新規取扱店募集・事業者向け説明会

PayPay を活用したキャッシュレス決済ポイント還元事業を村内で実施するにあたり、新規取扱店の募集と事業者説明会を実施します。

**【日時・場所】** 檜原村役場（3階会議室） 4月23日（火） 午後2時～午後3時

**【参加対象】** PayPay の導入を検討している村内事業者

※他の決済事業者と包括契約されている場合は事前にご相談ください。

※既に PayPay を導入済みの事業者でキャンペーン対象となる場合は、自動的にキャンペーンの取扱店となります。

○申込みは不要です。直接会場へお越しください。

○対象店舗には、令和6年6月28日（金）までに本キャンペーン用のポスターやチラシ等を送付いたします。

～キャンペーン概要～

**【実施期間】** 令和6年7月1日（月）～令和6年8月31日（土）

※期間中でもキャンペーン還元額が上限に達した場合は、早期終了となる場合があります。

**【対象のキャッシュレス決済】** PayPay

**【還元率】** 25%

**【付与上限】** 2,500円相当/回、10,000円相当/月

◎ 問い合わせ先

○新規加盟等 PayPay 加盟店サポート窓口：0120-990-640

○事業概要 産業環境課観光商工係

お知らせ

## 住宅入居者募集

下記のとおり、村営住宅の入居者を募集いたします。

**【募集の案内及び申請書の配布】**

住宅名	所在地	募集戸数	使用料（月額）
村営上元郷住宅	檜原村446番地3	1戸（1号棟）	38,000円
村営元郷住宅	檜原村425番地	1戸（13号棟）	35,000円

**【村営住宅申込者の資格】**

①過去2年間において、市（区）町村民税の滞納がないこと。

②現に自ら居住するため住宅を必要としていること。

③村に住所又は一定の勤務場所を有する者、若しくは有することが村営住宅の使用により確実と認められる者であること。

④暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

檜原村役場西庁舎1階 企画財政課むらづくり推進係

土・日・祝日を除く、午前9時～午後5時。

**【申し込み期間】**

4月5日（金）から30日（火）まで ※必着

詳細については、担当までお問い合わせください。

◎ 問い合わせ先

企画財政課むらづくり推進係

TEL 042-519-9556

# 野生鳥獣に畑を 荒らされないために

畑をイノシシやサル、タヌキから守るためには、捕獲や駆除だけに頼らず、環境を整備することも重要とされています。そこで有効な方法をご紹介します。

- 動物の餌となるような残り物を畑に置かない！
- 耕作放棄地や草が生い茂っている場所の草刈をする等、動物が隠れられるような場所の除去！
- 畑を獣種に合わせて、正しく囲う！（山側だけ、「コ」の字型等ではなく、「囲う」という字のように四方を囲む）
- 柵は動物が登れるような電柱、樹木、屋根から2 m以上離す！



収穫前に獣の食害を受けたカボチャ

野生鳥獣による農作物への被害を防止するため、電気柵が整備されていない畑に新たに電気柵を購入し設置した方に補助金を交付します。

内容は次のとおりです。

## 【対象】

村内に畑を所有している方または耕作している方（自己所有の農地でない場合は農地法第3条による許可、農地利用集積計画を作成している方）

## 【補助金額】

電気柵の購入経費の9/10（限度額240,000円）です。ただし、1,000円未満の端数は切捨てとなります。

※一度設置をした畑は、限度額に達していなくても**3年間**は補助対象外となります。

※電気柵の購入・設置は個人で行っていただきます。

※補助金の活用を希望される場合は事前に役場へ申請をお願いいたします。

## 【対象となる電気柵】

全てに対応するネット型、簡易なイノシシ用など農地へ有害鳥獣の侵入を防ぐ鉄柵や電気柵であればタイプは問いません。



◎ 問い合わせ先  
産業環境課農林産業係 内線 129・130



# 令和6年度 後期高齢者医療制度 保険料のお知らせ

被保険者の皆様が病気やケガをしたときの医療費などの支払いにあてるため、医療費の自己負担分（1割～3割）を除いた医療給付費の約1割を保険料として納めていただきます。残りの約5割を公費（国・都・市区町村）、約4割を現役世代からの支援金で負担します。

保険料率は、法令に基づき2年間の医療給付費等に応じて定めることになっています。令和6・7年度の保険料率は、下記「保険料の決め方」のとおりとなりました。

保険制度の安定的な運営のため、ご理解くださいますようお願いいたします。

※3割負担の場合は公費の負担はありません。

## 保険料の決め方

保険料は被保険者一人ひとりにかかります。保険料額は、被保険者一人ひとりが均等に負担する「均等割額」と被保険者の前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額となります。

<p><b>均等割額</b></p> <p>被保険者1人当たり</p> <p><b>47,300円</b></p>	+	<p><b>所得割額</b></p> <p>賦課のもととなる所得金額<sup>※1</sup></p> <p>× <b>所得割率9.67%</b><sup>※2</sup></p>	=	<p><b>保険料額（年額）</b></p> <p>100円未満切捨て</p> <p>（限度額<b>80万円</b>）<sup>※3</sup></p>
---	---	--	---	--

※1 「賦課のもととなる所得金額」とは、前年の総所得金額及び山林所得金額並びに株式・長期（短期）譲渡所得金額等の合計から地方税法に定める基礎控除額（合計所得金額が2,400万円以下の場合は43万円）を控除した額です（雑損失の繰越控除額は控除しません）。

※2 令和6年度の所得割率は、激変緩和措置により、「賦課のもととなる所得金額」が58万円以下の方は8.78%、58万円を超える方は9.67%となります。なお、令和7年度には全ての被保険者の方の所得割率が9.67%となります。

※3 次の方は、令和6年度に限り、激変緩和措置により、賦課限度額が73万円になります。

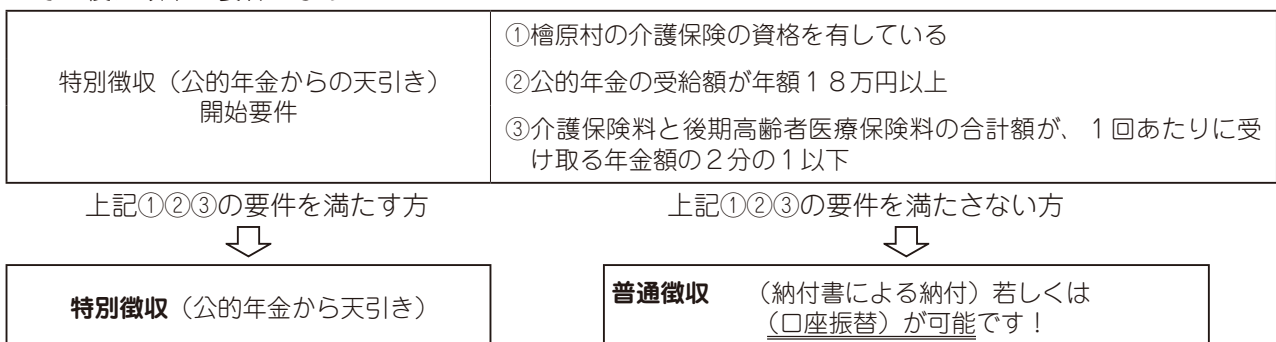
①昭和24年3月31日以前に生まれた方

②障害の認定を受け、被保険者の資格を有している方（障害の認定を受けていた方が、令和6年4月1日以降に75歳になった後に、障害の認定を受けた後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有しなくなった場合を除く。）

## 保険料の納め方について

・75歳になった方又は65歳から74歳までの方で広域連合から障害認定された方、及び資格を有して他の市区町村から転入された方については、一定期間は普通徴収（納付書による納付）となります。

…その後、以下の要件により



15

普通徴収の場合、**口座振替の手続きが完了すれば**、以後の納付は指定口座から引き落としとなり、**納付忘れの心配がなくなります**。ぜひ便利な口座振替をご利用ください。

注意：国民健康保険料（税）の口座振替は引き継がれません。改めて口座振替の申込み手続きが必要です。詳しくは村民課村民保険係にお問い合わせください。

### 保険料の軽減について

所得の低い方に対する保険料の軽減を実施しています。なお、軽減の適用には所得の申告が必要となる場合があります。

#### ①【均等割額の軽減】

同じ世帯の後期高齢者医療制度の被保険者全員と世帯主の「総所得金額等を合計した額」をもとに均等割額を軽減しています。

表1

総所得金額等の合計が下記に該当する世帯	軽減割合
43万円 + (年金または給与所得者の合計数 - 1) × 10万円 以下	7割
43万円 + (年金または給与所得者の合計数 - 1) × 10万円 + (29.5万円 × 被保険者の数) 以下	5割
43万円 + (年金または給与所得者の合計数 - 1) × 10万円 + (54.5万円 × 被保険者の数) 以下	2割

\* 65歳以上（令和6年1月1日時点）の方の公的年金所得については、その所得からさらに15万円（高齢者特別控除額）を差し引いた額で判定します。

\* 世帯主が被保険者でない場合でも、世帯主の所得は軽減を判定する対象となります。

\* 世帯の判定は毎年度4月1日時点（年度の途中に東京都で資格取得した方は資格取得時）で行います。

\* 年金または給与所得者の合計数とは、同じ世帯にいる「公的年金等収入が65歳未満の方は60万円、65歳以上の方は125万円を超える」または「給与収入が55万円を超える」被保険者および世帯主の合計人数です。合計人数が2人以上の場合に適用します。

#### ②【所得割額の軽減】（東京都後期高齢者医療広域連合独自の政策）

被保険者本人の「賦課のもととなる所得金額」をもとに所得割額を軽減しています。

表2

賦課のもととなる所得金額	軽減割合
15万円以下	50%
20万円以下	25%

#### ③【被扶養者だった方の軽減】

後期高齢者医療制度の対象となった日の前日まで会社の健康保険など（国保・国保組合は除く）の被扶養者だった方の均等割額は、加入から2年を経過する月まで5割軽減、所得割額は当面の間かかりません。

なお、低所得による均等割額の軽減（表1）に該当する場合は、軽減割合の高い方が優先されます。

表3

均等割額	5割軽減（加入から2年を経過する月まで）
所得割額	負担なし

- ◎ 問い合わせ先 〈土曜日、日曜日、祝日を除く午前8時30分から午後5時まで〉  
 ・ 制度のことは 広域連合お問合せセンターへ  
 TEL 0570-086-519 (IP電話の方は03-3222-4496へ) FAX 0570-086-075  
 ・ 個別のご相談・個人情報を含むことは 村民課村民保険係 内線116・119



## 5月の人権・行政相談

**日時** 5月9日（木）午後1時～午後3時

**対象者** 村内在住の方

**場所** 檜原村役場3階住民ホール

**相談方法** 面談による相談

◎ 問い合わせ先 村民課村民保険係 内線 111・115

## 司法書士による 無料法律相談のお知らせ

相続、遺言、クレジット、サラ金などで困っていること、悩みごと、わからないことはありませんか。東京司法書士会三多摩支会による無料法律相談を開催します。お気軽にお越しください。

**日時** 5月9日（木）午後1時～午後4時（受付時間は午後0時50分～午後3時30分）

**場所** 檜原村役場3階住民ホール

**対象者** 村内在住の方

**相談方法** 面談による相談

◎ 問い合わせ先

・村民課村民保険係 内線 111・115

・東京司法書士会三多摩支会 TEL 042-527-1919

くらし

## 国民年金からのお知らせ

### 国民年金保険料は納付期限までに納めましょう

令和6年4月分から令和7年3月分までの国民年金保険料は、月額16,980円です。保険料の納付方法は以下の4つです。

- ①納付書…金融機関・郵便局・コンビニエンスストア・電子納付（ペイジー）
- ②口座振替
- ③クレジットカード
- ④スマートフォンアプリ（d払い・PayPay・楽天Pay・au Pay等）

※納付義務者は被保険者本人、連帯して納付する義務を負う配偶者及び世帯主です。

- ・納付期限までに保険料が納付されないと、障害基礎年金や遺族基礎年金を受給できない場合があります。
- ・所得が少ないなど保険料の納付が困難な場合は、保険料が免除・猶予される制度があります。

◎ 問い合わせ先 青梅年金事務所 TEL 0428-30-3410

# マイナンバーカードのお知らせ

## ☆住所や氏名等に変更があった方はマイナンバーカードの変更手続きが必要です

転入、転出、村内転居の届出及び氏名等の変更があった場合、マイナンバーカードの変更手続きが必要です。村民課窓口で以下の書類をお持ちいただきますようお願いいたします。

### < 変更手続きが必要な例 >

- ・引っ越しをしたとき
- ・婚姻等で氏名変更があったとき

### マイナンバーカードの住所変更・氏名変更時に必要な持ち物等

- ・マイナンバーカード
- ・暗証番号

※代理人が手続きを行う場合は追加書類がありますので、詳細については、担当へお問い合わせください。

◎ 問い合わせ先 村民課村民保険係 内線 111・115

# 国民健康保険の手続きをお忘れなく

## ～加入・脱退の手続きは14日以内に～

こんなときには必ず手続きを……

	届出が必要なとき	届出に必要なもの
国保に加入する	他の区市町村から転入してきたとき (職場などの健康保険に加入していない場合)	本人確認できる書類、転出証明書
	職場の健康保険をやめたとき	本人確認できる書類、職場の健康保険を喪失した証明書
	子供が生まれたとき	本人確認できる書類、保険証、母子健康手帳
	生活保護を受けなくなったとき	本人確認できる書類、生活保護廃止決定通知書
国保をやめる	他の区市町村へ転出するとき	本人確認できる書類、保険証
	職場の健康保険に入ったとき	今までの国保の保険証と新しく加入した職場の保険証(未交付の場合は加入したことを証明するもの)
	死亡したとき	保険証、葬祭を行ったことを証明する書類、葬祭費の振込み先がわかるもの(喪主の方名義)、印鑑
	生活保護を受けるようになったとき	保険証、生活保護開始決定通知書
その他	同じ区市町村で住所が変わったとき	本人確認できる書類、保険証
	世帯主や氏名が変わったとき	
	保険証を紛失または汚損したとき	本人確認できる書類(汚損の場合は使えなくなった保険証)

※本人確認できる書類(マイナンバーカード、運転免許証等)をお持ちでない方は、本人確認ができませんので保険証は後日簡易書留で郵送させていただきます。

- 国保の各種手続きにはマイナンバーの記入が必要です。  
「マイナンバーカード」または「通知カード」もお持ちください。

◎ 問い合わせ先 村民課村民保険係 内線 119

# ◆◆◆国民健康保険加入者の皆様へ 温泉でゆっくりくつろぎましょう ～割引助成券を発行します～◆◆◆

国民健康保険に加入している方に「檜原温泉センター数馬の湯」、「奥多摩温泉もえぎの湯」、「秋川渓谷瀬音の湯」、「生涯青春の湯つるつる温泉」の割引助成券を発行します。

ご希望の方は、国民健康保険証をご持参のうえ、村民課村民保険係へ申請してください。

## 割引利用期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日

施設名	檜原温泉センター 「数馬の湯」	奥多摩温泉 「もえぎの湯」	秋川渓谷 「瀬音の湯」	生涯青春の湯 「つるつる温泉」
場 所	檜原村 2430	奥多摩町氷川 119-1	あきる野市乙津 565	日の出町大久野 4718
電 話	598-6789	0428-82-7770	595-2614	597-1126
営業時間	午前 10 時～午後 7 時 (受付は営業終了1時間前まで)	[4月～11月] 午前 10 時～午後 8 時 [12月～3月] 午前 10 時～午後 7 時 (受付は営業終了1時間前まで)	午前 10 時～午後 10 時 (受付は営業終了1時間前まで) ※営業時間は時期によって 変更あり	午前 10 時～午後 8 時 (受付は営業終了1時間前まで)
定休日	毎週月曜日 (祝日の場合は翌日)	毎週月曜日 (祝日の場合は翌日)	毎週火曜日 (繁忙期は変更有)	第3火曜日 (祝日の場合は翌日)
交 通	武蔵五日市駅よりバス 「数馬」行きに乗車 「温泉センター」下車	JR 青梅線「奥多摩」行 きに乗車 「奥多摩駅」下車 徒歩 10分	武蔵五日市駅よりバス 「瀬音の湯經由上養沢」 行きに乗車 「瀬音の湯」下車	武蔵五日市駅よりバス 「つるつる温泉」行きに 乗車 終点
駐車場(台数)	72台	40台	135台	130台
収容人員	160人	140人	140人	400人
泉質	アルカリ性単純温泉	メタほう酸、ふっ素	アルカリ性単純温泉	アルカリ性単純温泉
入館料金 (割引料金)	終日 大人(中学生以上) <b>250円割引</b> 小学生 <b>200円割引</b> 未就学児 <b>無 料</b>	3時間 大人(中学生以上) <b>250円割引</b> 小学生 <b>200円割引</b> 未就学児 <b>無 料</b>	3時間 大人(中学生以上) <b>200円割引</b> 小学生 <b>200円割引</b> 未就学児 <b>無 料</b>	3時間 大人(中学生以上) <b>200円割引</b> 小学生 <b>200円割引</b> 未就学児 <b>無 料</b> ※平日 18 時以降、大人は 「18 時以降割(大人 750 円)が適用。上記割引と 併用不可。
超過料金	なし	あり(1時間毎)	あり(1時間毎)	あり(1時間毎)

上記は、令和6年4月1日時点の施設情報です。

**年末年始・メンテナンス等により休館日や営業時間等に変更が生じる場合があります。**  
**ご利用の際は各施設のホームページ等をご確認ください。**

◎ 問い合わせ先 村民課村民保険係 内線 119

## 環境・下水道

## 「灰」を無料配布します！

檜原村やすらぎの里では、バイオマスボイラで木材チップを燃焼し、熱を暖房設備等に利用しており、その過程で発生した「灰」を肥料として無料配布します。

「灰」を再利用することで、資源の有効活用につながります。ぜひご利用ください。

**配布期間** 令和6年4月1日～

**配布場所** やすらぎの里 福祉けんこう課

**配布時間** 午前9時～午後5時（土日祝除く）

※一人につき5kg程度

※持ち帰り用の容器をお持ちください。

※なくなり次第配布終了となります。

◎ 問い合わせ先

福祉けんこう課けんこう係 Tel 042-598-3121 産業環境課生活環境係 Tel 042-598-1011

し尿汲み取り手数料の  
有料化等について

公共下水道が供用開始されてから3年を経過した地域内は、汲み取り便所の汲み取り手数料が全て有料になります。また浄化槽を設置しているご家庭についても、清掃料金の軽減補助が打ち切りになります。

公共下水道の供用が開始されている地域の方は、お早めに下水道への接続をお願いいたします。

◎ 問い合わせ先 産業環境課 生活環境係 内線 121・127

〈広告〉

電気のことなら何でもご相談ください！

電気工事

豊富な季節家電

洗剤自動投入洗濯機

自動洗浄トイレ

補聴器のお取扱い

比べてみれば、やっぱり近くの電気屋さん。

ACOS三十三電気

五日市店 あきる野市五日市20  
☎ (042)596-1326  
☎ (042)596-2514

# 不法投棄は犯罪です！

道路や農地、山林などでごみを捨てることを不法投棄といい、重大な犯罪です。

- ・今、目の前で不法投棄が行われている。
- ・これから不法投棄をしようとしている。
- ・不法投棄をして逃げて行った。

こういった場合は、**すぐ警察に110番通報してください。**

投棄している場所、時間、車のナンバーなどを控えておいていただきますと、投棄した者の特定がしやすくなりますので、ご協力をお願いします。

## 不法投棄の一例



ごみを不法投棄すると「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の第16条に違反し、罰則により、5年以下の懲役、もしくは1千万円以下の罰金、またはその両方が科せられます。

## 不法投棄されやすい場所の特徴

- ・人目につきにくい場所
- ・草が生い茂っている場所
- ・ごみが放置してある場所
- ・車が止めやすい場所
- ・山林（林道）、河川、農地

## 不法投棄されないために

- ・草を刈る、ごみを片付けるなど周辺環境を整備する
- ・不法投棄禁止看板を設置し、注意喚起する
- ・柵、ロープを張るなどし、土地に侵入できないようにする
- ・監視カメラを設置し、未然防止を図る

## 不法投棄されたら

不法投棄された場合、土地の所有者が処分しなければなりません。また、不法投棄されると周囲の景観を損ね、周辺にお住まいの方に迷惑をかけるほか、不法投棄物の処分には、かなりの金額がかかる場合があります。不法投棄されないような対策をしましょう。

不法投棄している者を見つけた場合、また不法投棄が度重なる場合は警察へ連絡してください。また産業環境課生活環境係で不法投棄禁止看板を用意しております。お気軽にお問い合わせください。

◎ 問い合わせ先  
産業環境課生活環境係 内線 121

〈広告〉

## 建築一式工事業

都知事許可(般-1)第87705号

## (有)吉澤工務店

代表取締役 吉澤 伸行

檜原村2733-2

(代)TEL 598-0551 FAX 598-1008  
日の出町事務所・工場 TEL 597-0984  
E-mail:yoshizawa-k@kve.biglobe.ne.jp

# 資源回収奨励金交付制度について

村では、家庭から出る新聞紙や空き缶などの資源を集団で集めてリサイクルする「集団回収」に取り組んでいる住民団体に奨励金の交付をしています。

資源回収奨励金交付制度を利用していただき、資源化の推進、ごみの減量にご協力をお願い致します。なお、制度を利用するためには事前に団体の登録が必要となります。

- ◎対象団体 ・自治会、高齢者クラブ、PTA、その他営利を目的としない団体
- ◎登録受付 ・随時受け付けています。(年1回) ※登録は毎年必要になります。
- ◎交付金額 ・1kgあたり12円(ビン:1本あたり12円)

詳しくは、産業環境課生活環境係までお問い合わせください。

◎ 問い合わせ先 産業環境課生活環境係 内線 121・127

# 家庭で不要になったパソコンを無料回収します

檜原村では、「小型家電リサイクル法」の認定事業者である「リネットジャパンリサイクル(株)」と協定を締結し、家庭で不要になったパソコンの宅配便による無料回収を行っています。利用方法は以下のとおりです。



- データはご自身で消去してください。(無料消去ソフトの提供などのサービスもあります。)
- 他の小型家電、プリンタなどの周辺機器も一緒に回収可能です。
- パソコンを含むダンボール1箱分(3辺の合計が140cm以内、重さ20kg以内)の回収料金が無料になります。
- インターネットが利用できない方は、下記のお問い合わせ専用窓口へご相談ください。

## <詳しくは>

リネットジャパンリサイクル(株)のHP <http://www.renet.jp> (「リネットジャパン」検索)を確認、もしくは、お問い合わせ専用窓口 ☎ 0570-085-800 (午前10時~午後5時)にお問い合わせください。

# 檜原村高齢者等ごみ収集支援事業をご利用ください!

この事業は、ごみ出しが困難な高齢者や障害者の方などを対象に、ごみや資源を玄関先まで戸別収集に伺うサービスです。ご利用には申請が必要です。

## 利用できる方

◆利用することができる方は、次の①～④項目をすべて満たした方が対象になります。

- ①村内に住所を有する方
- ②自らごみ等をごみ収集所まで排出することが困難な方
- ③ご近所の方や身内の方等、他にごみ出しの協力を得ることができない方
- ④次のいずれかに該当する方
  - (1) 要支援もしくは要介護と認定された方又は同等の状態を認められる方でおおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者または、65歳以上の方のみで構成されている世帯の方
  - (2) ひとり暮らしの障害者または障害者のみで構成されている世帯の方
  - (3) 75歳以上の方のみで構成されている世帯の方
  - (4) その他村長が必要と認めた方

## 対象とならない方

- ・ 檜原村ごみ収集業務によるごみ収集をしていない地域の方
- ・ 収集車輛がご自宅の近くまで行けない地域にお住まいの方（道路より概ね100m以内）

## ごみ・資源の収集日と出し方

### ◆ごみ・資源の収集日

収集日は週1回です。（地域により下表の曜日に収集します。）

収集地区	収集日（毎週）
東部地区（下元郷、上元郷、本宿（時坂）、笹野、茅倉、千足）	月曜日
南部地区（柏木野～数馬）	木曜日
北部地区（中里～藤倉）	金曜日

※年未年始（12/29～1/3）は収集しません。

### ◆ごみ・資源の出し方

週1回の収集日に、すべてのごみ・資源を玄関先に出してください。

（※品目ごとに分別し、これまでと同じように専用袋等でお出しください。）

可燃ごみ（生ごみ、プラスチック類、皮革類、ゴム・ビニール類等）	専用袋で出す。
不燃ごみ（陶磁器類、ガラス類、鋭利な金属）	専用袋で出す。
有害ごみ（電池、スプレー缶、ライター、蛍光灯等）	専用袋で出す。
資源①（缶、ビン、ペットボトル等）	バケツなどで出す。
資源②（新聞紙、雑誌、ダンボール、衣類など布類）	ひもで束ねて出す。
小型家電（資源）※使用済小型電子機器	バケツなどで出す。

## 申請について

### ◆申込窓口と申請方法

やすらぎの里 福祉けんこう課窓口・檜原村役場 産業環境課窓口

申請書に所定事項をご記入の上、上記申込窓口へ申請して下さい。窓口に持参できない場合には、郵送で申請することも可能です。 ※申請書は役場ホームページでもダウンロードできます。

## その他にこんなサービスも

◆定期的にごみや資源が出ていなかった場合、安否確認のために声をかけさせていただきます。

### ◎ 問い合わせ先

福祉けんこう課福祉係 Tel 042-598-3121  
Eメール：fukusi@vill.hinohara.tokyo.jp  
〒190-0211 東京都西多摩郡檜原村 2717

### 産業環境課生活環境係

電話：042-598-1011（内線123）  
Eメール：kankyous@vill.hinohara.tokyo.jp  
〒190-0212 東京都西多摩郡檜原村 467-1

## 福祉・けんこう

## 4月の栄養相談

**【日時】** 4月10日(水)・4月24日(水)  
午前9時30分～午後3時

**【会場】** やすらぎの里 保健センター  
(けんこう館2階)

ご自身やご家族の栄養についての疑問や食事療法などについて、栄養士・保健師がご相談に応じます。

4月の  
精神保健巡回相談

**【日時】** 4月15日(月)  
午後2時～午後4時

ご自身やご家族等のこころの健康について、専門医と保健師がご自宅に訪問して相談に応じます。秘密は厳守いたします(費用無料)。

★ご利用される場合には、予約が必要です。詳細は、お問い合わせください。

◎ 申し込み・問い合わせ先 福祉けんこう課けんこう係(やすらぎの里内) Tel 042-598-3121

## 歯・口の地域訪問相談会

**【日時】** 4月30日(火) 午前10時～正午

**【会場】** やすらぎの里(保健センター)

ご自身やご家族のお口の健康予防・改善について訪問歯科衛生士がご相談に応じます。

☆費用はかかりません。

☆申し込み不要、直接会場へお越しください。

◎ 問い合わせ先 福祉けんこう課けんこう係(やすらぎの里内) Tel 042-598-3121

## 栄養教室

## ヘルシ～ひのはらいふ

栄養教室「ヘルシ～ひのはらいふ」を行います。

みなさんが健康で豊かな生活を実現していけるよう、健康に関する正しい情報をお伝えする場、正しい食生活を身に付けていただく場として、年6回開催いたします。ぜひ、ご参加ください。

**対象者** ご興味のある方はどなたでもお申込みいただけます(定員12名です。4月26日(金)までにお申込みください。)

**日時** 5月15日(水) 午前10時～午後1時

**場所** やすらぎの里 保健センター

◎ 申し込み・問い合わせ先 福祉けんこう課けんこう係(やすらぎの里内) Tel 042-598-3121



# 令和6年度檜原村重度障害者 タクシー乗車料金等助成制度について

在宅の重度障害者の社会参加を促進するため、タクシー乗車料金及びガソリン購入費を助成いたします。

## ●助成の対象者

村内に住民登録があり、令和6年4月1日現在、前年度の住民税非課税の方で、次の条件に該当する方（施設入所者は除く）

- ・身体障害者手帳1種3級以上の方
- ・愛の手帳2度以上の方
- ・精神障害者保健福祉手帳2級以上の方

## ●助成金の額

タクシー乗車料金及びガソリン購入費を、年間15,000円を上限に助成します。

※ただし、助成を受けられる対象者及び保護者が、村の税金、使用料、手数料、保険料、分担金、学校給食費、認可保育所の保育料などを滞納されている場合は助成の対象となりません。また、滞納金の納付により滞納が解消した場合でも、滞納期間内の助成は受けられませんのでご注意ください。

## ●申請場所

やすらぎの里 福祉けんこう課

印鑑、助成金の振込みを希望する金融機関の口座番号がわかるもの（現金での支給は行いません。）、タクシー乗車料金領収書及びガソリン購入費領収書をお持ちください。

◎ 問い合わせ先 福祉けんこう課けんこう係（やすらぎの里内） TEL 042-598-3121

# 令和6年度檜原村要介護者 タクシー乗車料金等助成制度について

要介護者が医療機関等へ通院または外出する際のタクシー乗車料金及びガソリン購入費を助成いたします。

## ●助成の対象者

村内に住民登録があり、令和6年4月1日現在、前年度の住民税非課税の方で、次の条件に該当する方

- ・65歳以上の方
- ・要介護認定を受け、要介護1から要介護5と認定された方

## ●助成金の額

タクシー乗車料金及びガソリン購入費を、年間15,000円を上限に助成します。

※ただし、助成を受けられる対象者及び介護者が、村の税金、使用料、手数料、保険料、分担金、学校給食費、認可保育所の保育料などを滞納されている場合は助成の対象となりません。また、滞納金の納付により滞納が解消した場合でも、滞納期間内の助成は受けられませんのでご注意ください。

## ●申請場所

やすらぎの里 福祉けんこう課

印鑑、助成金の振込みを希望する金融機関の口座番号がわかるもの（現金での支給は行いません。）、タクシー乗車料金領収書及びガソリン購入費領収書をお持ちください。

◎ 問い合わせ先 福祉けんこう課福祉係（やすらぎの里内） TEL 042-598-3121

## 令和6年度以降の新型コロナウイルス ワクチン接種についてのお知らせ

個人の重症化予防により重症者を減らすことを目的として、ワクチン接種を実施します。下記対象者で接種を希望される方は、担当までお問い合わせください。

**対象者**：① 65歳以上の高齢者 ② 60～64歳で重症化リスクの高い方

**接種期間及び回数**：年に1回、秋冬の予定

**接種費用**：一部自己負担あり

\* 自己負担額は決まり次第お知らせいたします。

**使用するワクチン**：当面の間、毎年見直す予定



◎ 問い合わせ先 福祉けんこう課けんこう係（やすらぎの里内） TEL 042-598-3121

## 带状疱疹任意予防接種補助について

带状疱疹予防接種を無料で受けることができます。接種を希望される方は、檜原診療所までお申込みください。

**【対象者】** 村内に住所がある50歳以上の方で、過去に1度も带状疱疹予防接種を受けたことがない方

**【費用】** 無料

**【申込方法】** 檜原診療所にお電話にてお申込みください。

電話番号 042-598-0115

申込受付時間 午後1時～午後5時

◎ 問い合わせ先 福祉けんこう課けんこう係（やすらぎの里内） TEL 042-598-3121

〈広告〉

### 24時間年中無休で安心をお届けします

◆営業品目◆

各種消火器・住宅用火災警報器・防災用品  
消防設備保守点検・防火対象物点検・避難設備  
自動火災報知設備及び消火設備設計施工

〒190-0021 立川市羽衣町3-27-19

**(株)消防弘済会**

TEL 042-523-3337代

FAX 042-525-3302

http://www.kousaikai.com

一般建築・リフォームのことなら  
なんでもご相談下さい！！



一般建築・リフォーム

株式会社 **光壽建築**

東京都知事許可(般1)第123420号

代表取締役 野村 正雄

〒190-0200 東京都西多摩郡檜原村435-2

TEL 042-598-0870

FAX 042-598-1300

# 風しん抗体検査について

風しんは、風しんに対する十分な免疫を持たない女性が妊娠中に風しんにかかると、母体から胎児に感染し、胎児が先天性の心疾患、白内障、難聴等の病気（先天性風しん症候群）にかかる恐れがあります。その対策のために、下記の方を対象に風しんの免疫が保持されているかどうか確認する検査を行うことができます。

## ★風しん抗体検査ができる方

村内在住で19歳以上の方で、妊娠希望女性、妊婦の同居者、妊娠希望女性の同居者に該当し、風しん抗体検査を希望する方。

## ★検査期間

令和6年4月8日（月）～令和7年3月21日（金） 土日祝日を除く平日

## ★検査できる場所

檜原診療所

## ★検査にかかる費用

無料

◎ 問い合わせ先 福祉けんこう課けんこう係（やすらぎの里内） TEL 042-598-3121

福祉  
けんこう  
課

## ～令和6年度発行の風しん抗体検査・ 予防接種について～

「風しん」は、風しんウイルスによっておこる急性の感染症です。

昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性は、定期予防接種の対象とならなかった方々です。この方々は、厚生労働省の対策で、原則無料で抗体検査とワクチン接種を受けることができるのは、**今年度（令和6年度）で最後となります。**

まず、ご自身が抗体を十分に持っているかどうか、**抗体検査**を受けてください。抗体検査の結果、必要な場合は**ワクチンを接種**してください。

抗体検査を受けて、自分も周囲も安心できる環境づくりにご協力ください。

### <無料クーポン券の発送について>

昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性に発送します。

※検査の申込は医療機関へ直接お申込みください。

◎ 問い合わせ先 福祉けんこう課けんこう係（やすらぎの里内） TEL 042-598-3121

# 檜原村地域福祉計画策定委員の募集について

檜原村の福祉の総合的な推進と村民の福祉意識の向上を図るため、その指針となる檜原村地域福祉計画の策定に伴い、多くの意見を反映させるため、策定委員を募集します。

記

- 応募資格** 檜原村に住所を有し、村の福祉施策に関心があり、日中の会議に参加できる方（年数回）
- 募集人員** 1名
- 募集期間** 令和6年4月5日（金）～令和6年4月26日（金）まで（土・日を除く）  
午前9時から午後5時（正午から午後1時までは除く）
- 委員の任期** 令和7年3月31日まで
- 応募方法** 所定の応募用紙に必要事項を記入のうえ、募集期間内に福祉けんこう課福祉係へ提出してください。詳しくは下記までお問い合わせください。

◎ 問い合わせ先 福祉けんこう課福祉係（やすらぎの里内） TEL 042-598-3121

# 檜原村子育て支援協議会の開催に伴う委員の募集について

檜原村の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、子育てしやすい環境整備を促進し、子どもの健全な育成を図るため、檜原村子育て支援協議会委員を募集します。

- 応募資格** 檜原村に住所を有し、村の子ども施策に関心があり、日中の会議に参加できる方（年数回）
- 募集人員** 1名
- 募集期間** 令和6年4月5日（金）～4月26日（金）（土・日は除く）  
午前9時から午後5時（正午から午後1時までは除く）
- 委員の任期** 令和7年3月31日まで
- 応募方法** 所定の応募用紙に必要事項を記入のうえ、募集期間内に福祉けんこう課福祉係へ提出してください。詳しくは下記までお問い合わせください。

◎ 問い合わせ先 福祉けんこう課子育て支援係（やすらぎの里内） TEL 042-598-3121

## くらしとしごとの相談会

経済的な問題で生活に困っている。働きたいのに長く失業している。働いた経験がない。  
家族の引きこもりやニートで悩んでいる。家計のやりくりが苦手。子どもの学習で悩んでいる。  
こんな悩みを抱える方のために相談会を行っています。専門スタッフが相談内容に応じて個別に支援します。

- 日 時 毎週月曜日（年末年始・祝日を除く） 午後1時30分～午後2時30分
- 場 所 けんこう館（やすらぎの里内）
- 対 象 村内在住の方
- 費 用 無料  
利用をご希望の方は下記までご連絡ください。

## 『学びの広場 ホットスペース ちえの輪』を 児童館で開催しています！

宿題の解き方を教え合ったり、ときには仲間とイベント（季節の行事など）を楽しみながら、ホッとできる居場所で一緒に学ぶことができます。

- 日 時 毎週月曜日（祝日・年末年始はお休みとなります） 午後3時～午後5時
- 場 所 檜原村児童館（やすらぎの里内）
- 対 象 村内在住の原則、小学生～中学生の方（中学校卒業後～18歳の場合はご相談ください）
- 費 用 無料
- 利用方法 利用には保護者から西多摩くらしの相談センターへの申込みが必要です。  
利用をご希望の方は下記までご連絡ください。  
随時見学参加を受け付けています。お気軽にお越しください。

- 関係協力機関 檜原村・檜原村社会福祉協議会  
※上記に関する問い合わせは檜原村児童館には行わないでください。

ホームページ

◎ 問い合わせ先 西多摩くらしの相談センター TEL 0428-25-3501  
ホームページ <http://kurashinosoudan.net/>



## こちら地域包括支援センターです!!

檜原村地域包括支援センターは、介護保険法に規定されている施設です。檜原村にお住まいの高齢の皆様を介護・福祉・健康・医療などさまざまな面から総合的に支援するため、専門的な資格を持った職員が対応いたします。

- ・介護保険について
- ・介護予防について
- ・消費者被害や虐待について
- ・成年後見制度について
- ・地域での困りごと

などさまざまな相談に応じます。  
ぜひ、ご活用ください。



◎ 問い合わせ先 檜原村地域包括支援センター（やすらぎの里内） TEL 042-598-3121

## 教育・文化

### 教養講座参加者募集!

年間をとおして『俳句教室』『水彩画教室』『水墨画教室』を開催しています。素敵な作品を一緒に作りませんか? 皆様のお申し込みを随時お待ちしております。

- 場 所 檜原村福祉センター及び檜原村役場
- 参加費 無料
- 対 象 村内在住・在勤者

◎ 申し込み・問い合わせ先 教育課社会教育係 内線 226

〈広告〉

### 一般土木工事一式

東京都知事許可(般-1)第111726号

**ICHIKEN**

**(有)市川建材土木**

檜原村2877

TEL 042-598-0513  
FAX 042-598-0047

季節折々のお弁当・オードブル・お料理をお届けします

仕出し たつ州 しゅう

様々な用途ご利用頂けます

代表 岡部 竜州 檜原村2005

- !! お祝い・法事・おせち料理
- !! イベント&自治体の会食
- !! ご友人&ご親族の集まり

檜原村内配達OK  
(車両乗入れ可能な場所)

個数やご予算などお気軽に  
ご相談下さい! ※別途消費税がかかります

☎ 080-7227-8781

instagram.com/shidashi\_tatsushuu

LINEからも相談  
ご注文できます!



ID @808yllhl

# 村民ひろば

## 檜原村ギターフェスタ2024

「檜原村ギターフェスタ2024」を、下記のとおり開催します。どなたでも参加できます。皆様のご来場を心からお待ちしています。

- 日 時 4月14日(日) 13:00~17:00頃(開場 12:30)  
※練習用に、会場は午前10時~使用可能です。
- 会 場 檜原村やすらぎの里 3Fホール 多目的ホール  
東京都西多摩郡檜原村2717 ※駐車場あります。
- 入 場 無料(定員99人)

### <出演団体>

- |                  |                    |             |
|------------------|--------------------|-------------|
| ① Spice Trio     | ② 檜原村ギターサークル       | ③ 秋川ギターサークル |
| ④ 青梅ギターアンサンブル    | ⑤ 青梅ギターサークル        | ⑥ ギターサークル響  |
| ⑦ SiMGQ(シムジーキュー) | ⑧ 詞音(シオン)ギターアンサンブル |             |

### 【留意事項】

温泉利用の方もいますので、お車は会場裏側の指定駐車場に停めてください。

主催：檜原村ギターサークル

後援：檜原村教育委員会・西多摩新聞社

◎ 問い合わせ先 檜原村ギターサークル 吉川  
Tel 090-4176-5421 メール h-yosikawa0316@i.softbank.jp

## ごみゼロのまち徳島県上勝町から学ぶ 「江間麻美さん」お話し会のお知らせ

徳島県上勝町から、NPO 法人ゼロ・ウェイストアカデミー理事で上勝町地域おこし協力隊でもある江間麻美さんをお迎えして、お話し会を開催します。

- ・日 時 4月19日(金) 午後7時~午後9時
- ・場 所 檜原村役場 3階住民ホール
- ・参加費 無料
- ・主 催 エシカルひのほら
- ・後 援 檜原村

◎ 問い合わせ先 エシカルひのほら Tel 090-2499-5404(鈴木) ※お申し込みは不要です。

## その他

# あきる野商工会からのお知らせ

## ～小規模事業者のための個別金融相談会～

**日時**：令和7年3月までの原則毎月第2木曜日（但し、12月は第1木曜日とします）  
午後1時～4時（要予約）相談時間はお一人様30分以内とします。

**場所**：あきる野商工会 本所（あきる野ルピア3階）

**対象**：檜原村内の小規模事業者と新規創業者など

**持ち物**：●個人事業の方…令和4年分・令和5年分の所得税確定申告書と決算書  
●法人の方…過去2期分の法人税確定申告書と決算書  
決算後6か月を経過している場合は、直近の合計残高試算表が事業実績内容のわかる帳簿など  
●借入金残高のある方…借入金の明細書  
●設備資金で申込みの方…見積書  
●創業融資で申込みの方…創業計画書（所定様式）

**その他**：お客様の教育資金の融資相談もできます。  
必要によっては、リモート開催になることもあります。

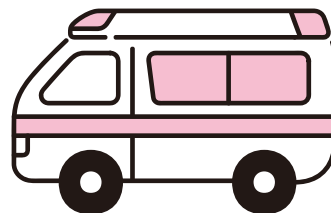
◎ 問い合わせ先 あきる野商工会 TEL 042-559-4511

# 救急車が足りていません！！

令和5年の救急車の出動件数は91万件を超え、令和4年に比べ4万5千件も増えており、救急車が現場に到着するまでの時間がかかっている状況です。

また、令和4年中の救急出動の約半数が、緊急性が低く入院を必要としないと診断されており、一刻も早く症状の重たい人のもとに救急車が向かえるよう、救急車の適正利用をお願いします。

急な病気やケガで「今すぐ病院に行ったほうがいいのか？」、「救急車を呼んだほうがいいのか？」と迷ってしまうことがあると思います。そんな時にぜひ使っていただきたいのが「#7119」です！東京消防庁では、救急車を呼ぶのが迷った場合の相談窓口として「#7119」（東京消防庁救急相談センター）を開設し、医療機関案内と救急相談に24時間・年中無休で対応していますので「#7119」の利用をお願いします！



「#7119」の詳細についてはこちらをご覧ください！！  
<https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp/ts/ems/page03.html>



# 第17回檜原村チャリティーゴルフ大会 参加者募集

ゴルフを通じて参加者の親睦と交流を深めていただくとともに、気軽な社会福祉への貢献の場として開催します。趣旨をご理解のうえ、大勢の方のご参加をお願いいたします。

- ◆実施日時 令和6年6月4日（火）1組目 午前9時スタート
- ◆場 所 レイク相模カントリークラブ
- ◆参加対象 この大会の趣旨に賛同された方（原則として村内在住・在勤の方）
- ◆定 員 80名20組（申込み順）
- ◆参加費 2,000円（賞品代等）
- ◆プレー費 14,200円 ※全てセルフプレーです。（税込・昼食付）
- ◆競技方法 18ホールストロークプレイ、新ペリア方式
- ◆申込方法 令和6年5月2日（木）までに申込書にご記入のうえ、参加費（2,000円）を添えて実行委員会事務局へお申込みください。  
※申込書は事務局ホームページからダウンロードできます。

<https://hinoharasyakyo.jimdo.com/>

檜原村社会福祉協議会

検索

## ◎ お申し込み・お問い合わせ先

檜原村チャリティーゴルフ大会実行委員会事務局  
檜原村社会福祉協議会（やすらぎの里 ふれあい館3階）  
住所 檜原村 2717 番地 TEL 042-598-0085

その他

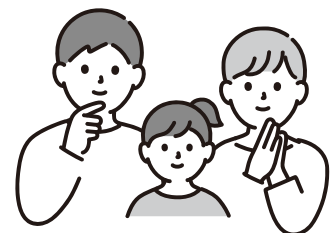
## 檜原村安全・安心むらづくり 協議会からお知らせ

### なくそう子どもの交通事故！

新学期になって学校も始まり、入園、入学した子どもたちは今までより行動範囲が広くなり、その他の子どもたちも新しい環境となり、これまでとは違った場所へ行くことも多くなってきます。

子どもたちは、保護者の目の届かないところで、どのような行動をとっているのでしょうか。この機会に、子どもたちとの話し合いをとおして、行動やその範囲を確認しましょう。

道路の横断や、自転車乗車中に事故にまきこまれたり自宅付近で事故にあうこともあります。保護者の皆様は、道路には危険がたくさんあることを子どもたちに繰り返し教えてください。



# 檜原村地域おこし協力隊 ひのほらだより

Vol.94



左から、友澤勇紀、中澤大樹

ともざわ ゆうき  
**友澤 勇紀** (宮ヶ谷戸在住)

新年度を迎え、新たなスタートです！見てのとおり、久々に協力隊が2人だけの紹介写真。そのうえ、男性陣だけという何とも華の無い絵面に…協力隊にも春の華が返り咲くよう、皆様と同じく、切に願っています！

そんな私も残り1年の任期となりました。協力隊新聞SPOON 2月号に書かせていただいたとおり、現在私が行っている本わさびの林間栽培に注力していきます。昨年と違い、今年は春からの成育を調査できるので楽しみにしています！詳しくは広報折り込みの協力隊新聞SPOON 4月号をご覧ください。



私一押しで紹介写真。落選しました。(笑)

なかざわ だいき  
**中澤 大樹** (出畑在住)



こんな服を着たりして頑張ります！

新年度になり、私も2年目になりました！友澤隊員も書いていますが、華はありませんが、やる気とパワーだけはあり余ってますので、今年度も元気に頑張ります！（笑）

また、私も地域おこし協力隊としての任用の形態が少し変わり、「生活支援」に関する事業も始めていきます！みなさんのお困りのことに関してお手伝いもできたらと思います。今まで以上にお話しさせていただく機会が増えると思いますので、どうぞよろしく願いいたします！

その他

〈広告〉

## 不動産の売買・賃貸・仲介・管理

土地や建物を売りたい方、貸したい方

リフォーム、空家の解体、買取のご相談など

お気軽にお問い合わせください

## 東京マウンテン株式会社



Tokyo Mountain

<https://tokyomountain.com>  
[info@tokyomountain.com](mailto:info@tokyomountain.com)

檜原村 792-13 (笹平)

TEL: 042-519-9117

東京都知事(1)第106189号  
公益社団法人 全日本不動産協会 正会員  
公益社団法人 不動産保証協会 正会員

## 消防・防災全般

備えあれば憂いなし！

消火器・住宅用火災警報器・消防ポンプ・消防団用品・防災用品全般販売・消防設備設計・施工・保守点検・建築設備・防火対象物点検

株式会社 **セイフティー**

(旧:株式会社 きしの防災)

東京都知事許可(般28)第83107号

〒197-0822 東京都あきる野市小川東1-2-11

TEL 042-533-2461 FAX 042-533-2462  
[safety@sft-bousai.com](mailto:safety@sft-bousai.com)

学校だより

# いま、檜原小学校では

〈令和6年度スタート!!〉

3月22日（金）に7名の卒業生が、6年間の思い出を胸に、中学校へ巣立ちました。  
4月8日（月）は入学式、始業式です。今年もさらに教職員が一丸となり、児童一人一人がより大きく成長できる一年にしていきます。

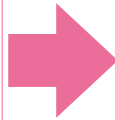
檜原小中学校での一貫教育も10年を越え、小中一貫教育第三期計画もまとめの時期が見えてきました。その他にも、「ふるさと檜原学習」や外国語学習の充実、タブレット等を用いたICT教育の拡充と精力的に取り組んでいきます。また、檜原学園運動会も9回目となります。5月25日（土）に開催いたしますので、ぜひご予定に入れてください。

## 〈檜原学園教育目標〉

「学びをつないで、持続可能な  
社会の創り手を育てる。」

## 〈檜原学園訓〉

「つなぐ  
つなげる  
つながる」



## 〈檜原小学校 教育目標〉

- ・進んで学ぶ子【問題解決力】
- ・思いやりのある子【人間関係形成力】
- ・たくましく生きる子【七転び八起の力】

## 〈檜原小の目指す学校像〉

教職員と保護者、地域の方々が理解と信頼を深め、児童が学びを楽しみ、キャリア教育の視点に立ち、将来の夢に向かって生きる力を育む教育活動を推進する学校。

「学」校：自ら学び行動する力を育む学校

「楽」校：児童が学校生活を楽しみ輝くところ

「合」校：様々な人や学びと出会い、力を合わせて取り組むところ

## 〈特色ある教育活動〉

### 1 基礎学力向上に向けた取組

- ・真の少人数教育・個別最適な学び
- ・村学力テスト、漢検、英検 Jr
- ・落語教室・親子読書旬問・読み聞かせ
- ・ICT 機器・学習支援ソフトの活用
- ・「書く」活動・振り返りの重視

### 2 縦割り班や異学年交流の充実 他地域の学校との交流

### 3 外国語・外国語活動の充実

- ・ALT や中学校教員との連携  
3,4年：35時間 5,6年：70時間  
1,2年も教科外で実施
- ・TOKYO GLOBAL GATEWAY  
英語生活体験（4,6年）
- ・英語を取り入れた活動の充実

### 4 音楽活動の充実

- ・連合音楽会（3～6年）

### 5 体力向上・食育・健康教育

- ・マラソン大会・駅伝大会・元気アップウイーク
- ・L遊び・体育集会の工夫・100m走
- ・歯科指導・栄養士による食育

### 6 小中保の連携

### 7 高齢者福祉施設との交流

### 8 地域の学習（ふるさと檜原学習）

- ・ひのはら科の実践（低学年）・林業体験・椎茸栽培
- ・野鳥観察・バードカービング・檜原米栽培
- ・持続可能な消費の営み  
(コンポストの活用と野菜作り)
- ・すずの大豆栽培・豆腐作り
- ・ヤマメの孵化放流・ピオトープ・お茶・つるかご
- ・むらさき（栽培・染め物）等

## 【檜原小学校 1学期の主な行事】

- 4月 8日（月）入学式
- 11日（木）交通安全教室（1年）
- 15日（月）村学力調査
- 18日（木）全国学力調査
- 20日（土）学校公開・全校保護者会
- 5月 7日（火）避難訓練・防災訓練（1～6年）
- 25日（土）学園運動会
- 31日（金）ふれあい給食（2年）

- 6月 4日（火）水泳指導始め
- 14日（金）国際交流会（5,6年）
- 22日（土）檜原小まつり（公開）
- 26日（水）セーフティ教室
- 7月 3日（水）5年臨海学園（～5日）
- 11日（木）落語教室（3～6年）
- 19日（金）終業式

その他

今年も

# 3月10日(日)に 三頭山の日イベント

を開催しました!

当日は大勢の家族連れが訪れ、正午には駐車場が満車となりました。ひのじゃがくんも遊びに来てくれ、イベントとして「檜原都民の森写真コンテスト」受賞者の表彰式や、東京チェーンソーの方々による「焚き火教室」を行いました。森林館前ではスウェーデン発祥のモルックを体験するコーナーや、東京都レンジャーや消防車などのコーナー、輪投げや射的コーナーで景品をゲットして楽しんでもらいました。詳しくは、都民の森 HP をご覧ください。



## 休日診療医療機関名のお知らせ

日(曜日)	医療機関名	住所	電話	日(曜日)	医療機関名	住所	電話
4月7日(日)	さくらクリニック	あきる野市野辺 1003	042-559-0118	28日(日)	朱膳寺内科クリニック	あきる野市秋留 1-1-10 あきる野ガリツツク1F	042-559-9201
14日(日)	樋口クリニック	あきる野市秋川 3-7-5	042-559-8122	29日(月・祝)	いなメディカルクリニック	あきる野市伊奈 477-1	042-596-0881
21日(日)	まつむらこどもクリニック	あきる野市引田 225 丸徳ビル 101	042-559-3322	受付時間	午前 9 時～午前 11 時 45 分・午後 1 時～午後 4 時 45 分		

※午後の診療時間は、変更となる場合がありますので、事前のご確認をお願いします。また、受診する際は診療科目を事前に確認して下さい。

### テレホンサービスによる診療案内

東京消防庁救急相談センター TEL 521-2323 携帯電話・PHS は #7119  
秋川消防署 TEL 595-0119  
東京都保健医療情報センター TEL 03-5272-0303

### 世帯と人口 (3月1日現在)

( )内は前月比  
世帯数 1,112 世帯 ( 3 世帯減) 人口 1,972 人 ( 9 人減)  
男 984 人 ( 2 人減) 女 988 人 ( 7 人減)

防災行政無線メッセージサービス TEL 042-598-1033

過去に放送した内容を聞くことができます。

### ~今月の表紙~ 「春満開」

人里のバス停小屋横に咲く、満開のしだれ桜です。  
見頃は例年4月中旬頃です。